

官報号外 平成九年三月十九日

閣提出、衆議院送付)

一、日程第八より第一五まで

○第一百四十四回 参議院会議録第十号(その一)

平成九年三月十九日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十号

平成九年三月十九日

正午開議

第一 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

第二 アジア・太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件

第三 国家公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 息絶法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 男女共同参画審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第八 森林病害虫等防除法の一部を改正する法

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一) 永年在職議員表彰の件

平成九年三月十九日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十号

平成九年三月十九日

正午開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

第二 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第八 森林病害虫等防除法の一部を改正する法

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員大久保直彦君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功労を表彰することいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔大久保直彦君起立〕
議員大久保直彦君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します。

〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 坂野重信君から発言を求める旨の件がございました。発言を許します。坂野重信君。

〔坂野重信君拍手〕
坂野重信君 皆様のお許しをいただき、私は、本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもつて表彰されました大久保直彦君に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

大久保直彦君は、昭和四十四年の第三十二回衆議院議員総選挙において当選され、政界に入られました。以来、衆議院議員總選挙に連続七回当選され、二十年三ヶ月の長きにわたり衆議院議員として御活躍されてきました。その後、平成四年の第十六回参議院議員通常選挙に当選され本院議員に転せられ、このたび国會議員として在職二十五年に達せられたのであります。

この間、君は、衆議院科学技術特別委員長及び本院の運輸委員長の役職を務められ、我が国議会政治の発展のために多大の貢献をされてきたのであります。一方、公明党におかれましては、国会対策委員長、書記長、副委員長及び参議院議員団長等を歴任され、その後、平成会副会長、同会長を務められ、現在は平成会常任顧問の要職につかれています。このように、君は、豊かな人格とすぐれた識見によりまして、我が國民主政治発展のため力を尽くしてこられたのであります。

ここに、我々議員一同は、君の二十五年の長きにわたる御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、はえる表彰を受けられましたことに対し、心から祝意を表す次第であります。

今日、我が国は、二十一世紀を目前に控え、経済のグローバル化や少子・高齢化の急激な進展等により、行財政、社会保障等々各般にわたる改革の必要に迫られているなど、内外をめぐる情勢にはまことに厳しいものがあります。それだけに国会の果たすべき責務も重く、とりわけ参議院の独立性の發揮がまさに求められているところであります。

どうか、大久保君におかれましては、この上とも御健康に留意され、豊かな政治経験を踏まえて、今後とも国民のためなお一層御尽力を賜ります。

きる生活の基盤をなすはずの住宅が、質の確保がままならないばかりか逆に苦痛を伴う存在では、我々国民の生活は真に豊かになったものとは到底言つことができません。日本の住宅水準が歐米先進諸国に比べてもまだ満たされておらず、経済大国と言われた国民の生活レベルが生活大国と言えるほど楽ではないのはいまだに変わっておりません。

間近に迫った二十一世紀には、超高齢社会、少子社会を迎える我が国が、住宅政策の中で国民の生活向上に向けた施策をどう展開していかれるのか、御所見を建設大臣にお伺いいたします。

また、今後の行政改革が本格化することに伴う国の住宅政策における責任のあり方についてあります。

昨年の通常国会における公営住宅法の抜本的な改正を初め、特殊法人改革、見直しの突破口として、住宅・都市整備公団の分譲住宅部門からの全面撤退及び賃貸住宅部門の業務縮小という建設省の方針が打ち出されています。

住宅金融公庫についても民営化など見直し論が叫ばれており、三塙大蔵大臣も去る一月七日の衆議院予算委員会において住宅金融公庫の改廃について言及され、行政改革、特殊法人改革の一環としても、住宅政策の大きな転換が喫緊の課題であるのは言つまでもありません。ただ、戦後の復興期、高度経済成長期を経て現在に至るまで国の住宅政策の重要な役割を担ってきました住宅・都市整備公団、住宅金融公庫の本格的な改革が推し進められること自体、当然のことではあるとして、一方でこれからの住宅政策における國の立場、責任というものはどう変わってしま

うのか。公庫、公団の業務が民間にシフトすることで逆に国民に負担がのしかかる懸念はないのか。例えば、仮に住宅・都市整備公団を住宅部門から撤退、縮小させるとして、現に公団住宅にお

住まいの方が不利益をこうむるようなことはないのか、継続して国の責任を果たしていくことを約束できるのかをはっきりすべきであります。総理及び建設大臣の明確なビジョンをお示しいただきたい。

次に、住宅金融公庫のあり方についてであります。

住宅政策の一翼を担う住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅取得に必要な資金で、一般的の金融機関では難しい案件への融通を目的として、これまでに一千五百万戸を超える融資がなされています。国民の多くが公庫の融資なしには住宅を取得できにくい状況となっていたのは事実であります。その果たしてきた役割自体を私は否定するものではありません。

しかしながら、バブルの崩壊など近年の社会情勢は急激な変化をなし、また、民間金融機関の住宅分野での進展もあるなど住宅政策も含めたあらゆる変革が求められる中、住宅金融公庫においても幾つかの点検を避けては通れないと思います。

まず、特殊法人改革の観点から見た住宅金融公庫の位置づけ、改革の方向についてであります。昨年十一月十六日に政府の行政改革委員会から提出した「二十一世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」で、「民間ローンと協調の指摘を否定することはできません。

平成七年六月十六日に住宅地審議会が建設大臣に提出した「二十一世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」で、「民間ローンと協調の指摘を否定することはできません。

そこで、政府として、これまで融資をする際に無理な貸し付けはなかったのか、そしてまた、現実にこのような問題に苦しむ国民に対しどのように対策を立てておられるのか、御見解と方針を建設大臣にお伺いいたします。

また、増加傾向にある住宅金融公庫の支払いの延滞に対する方策の問題についてであります。

平成七年度における個人債権六ヶ月以上の滞納額は十八億円と、前年度の六億円を大きく上回っております。住宅金融公庫その他多くの特殊法人

た政府縮小に関する検討項目として、住宅金融公庫は民間金融機関への利子補給や債務保証などの業務に限定し、融資業務自体を民間に任せるべきとの提案があります。

さきの衆院予算委員会で総理は、金融システム改革が進む中、民間金融機関の機能が強化拡充されれば、政府系金融機関の役割、守備範囲を財源供給を含め検討するとの旨言及されております。

財政投融資全体の問題は後ほど質問いたしますが、ここでは、一定の役割を果たしたと言われる

が、このままでは、一定の役割を果たしたと言われる

が、このままでは、一定の役割を果たしたと言われる</p

の不良債権も、このまま何の手も加えず見過ごすこととはできません。住専の不良債権の解消のため多額の税金が投入された際の経緯、多くの国民の憤りを考えれば、こういったいわば傷の部分を包み隠さず情報公開を積極的に押し進め、国民に投げかけて、国民の納得を得ることのできる方策を見出す努力が政府には求められています。

住宅金融公庫のみならず、特殊法人に対する財投資金の貸付けは不良債権化しているではありませんか。その解消のために政府はどういう方針を持っておられるのか、総理、大蔵大臣の明確なビジョンをお伺いいたします。

次に、今回の法改正の柱となっている繰り上げ償還に伴う損失補てんについてあります。

超低金利政策など、近年の金融情勢の変化により、本来民間よりも低利であったはずの住宅金融公庫の貸出金利が逆転現象を起こし、多くの住宅金融公庫の利用者は有利となつた民間住宅ローンにシフトし、住宅金融公庫への一括返済が急増しております。実にその額が平成七年度でおよそ十兆円、八年度では五兆円と見込まれております。その結果、多額の損失が将来にわたって生じています。この穴埋めを今回の法改正によって、特別損失金制度の拡充をし後年度に繰り延べようとうわけです。

ところが、この穴埋めのための資金は一般会計からの補給金、つまり国民の税金を充てているのであります。この特別損失金の繰り延べは、いわば損失を単に先送りするだけで、何ら本質的な改善がなされているわけではありません。また、財投金利と貸付金利とのいわゆる逆さやを埋めたためにも、從来から長年にわたって補給金として一

般会計から補てんされている状態で、平成九年度予算案での住宅金融公庫への補給金は、損失の繰り延べ分も含め四千四百億円が計上されているのを見えかねないと言わざるを得ません。

財政構造改革元年と位置づけ、破綻状態にある我が国の財政状況の改革などの実行を語っておりますが、橋本政権にとって、毎年多額の税金が財投機関に投入され、穴埋めされている現状をどうとらえているのか、総理の御所見をお伺いいたします。

最後に、財政投融资制度全体の改革についてであります。

金融システムの改革、いわゆる日本版ビッグバンは、低迷、閉塞の状態にある経済を立て直すため当然に敢行されなければなりません。大蔵省の改革、民間の金融機関改革はもとより、国家的金融システムとも言える財政投融资の改革もまた重要な要素となるはずであります。財政投融资計画およそ五十兆円のうち約五分の一を占める住宅金融公庫のあり方を問う意味からも、当然視野に入れて大いに議論すべき問題だと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 福本議員にお答えを申上げます。

(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 福本議員にお答えを申上げます。

まず、住宅政策における国の立場、責任ということでありました。

住都公團あるいは住宅金融公庫の改革は、民間金融機関の役割分担を行うことによって、社会経済と適切な役割分担を行うことによって、社会経済の改善などを住宅政策に期待される役割は大きくなっています。我が国の住宅事情の改善など住宅政策に期待される役割は大きくなりたいためのものであります。我が国の住宅事情の改善などを住宅政策に期待される役割は大きくなっています。我が国の住宅事情の改善などを住宅政策に期待される役割は大きくなっています。

公團住宅の居住者が不利益をこうむることがないようにすべきという御指摘がございました。

た、長期固定金利による資金の借り入れにより、財投機関の資金運用部への一括返済は困難であり、そのため損失を生じております。財投機関自体の財政をも硬直化させる恒常的損失をどう解決するには、入り口である郵便貯金、厚生年金、出口の財投機関、そしてその仲介役でもある大蔵省資金運用部の見直しを全体として行う必要があるのではないか。改めて、改革に向かって果敢に取り組まれることを強く要望するものであります。

総理及び財政投融资システムを所管される大蔵大臣、厚生大臣、そして郵政大臣に対し、今挙げた点も含め、財政投融资改革に向けての誠意ある有言実行を要望し、私の質問を終わります。

次に、住宅ローンにおける住宅金融公庫と民間金融公庫による長期・固定・低利資金の安定供給、良質な住宅ストック形成の誘導策が引き続き必要だと考えております。なお、その際、民業補完という政府系金融機関の役割を踏まえながら、今後とも経済社会情勢の変化に対応して融資制度の見直しを図ってまいります。

また、我が国の住宅の現状を考えると、住宅金融公庫による長期・固定・低利資金の安定供給、良質な住宅ストック形成の誘導策が引き続き必要だと考えております。なお、その際、民業補完という政府系金融機関の役割を踏まえながら、今後とも経済社会情勢の変化に対応して融資制度の見直しを図ってまいります。

公團賃貸住宅に居住しておられる方々に対し、公團改革の検討の中で今後の賃貸住宅の管理をどのようにしていくのがよいか、現在、建設大臣のもので検討しております。いずれにせよ、その居住の安定には十分配慮していくべきだと思いま

次に、多額の税金が補給金として財投機関に投入されていることは問題だという御指摘をいたしました。しかし、財投機関を初めとする特殊法人などの多くは、民間ベースでは採算のとれない行政需要にこたえるために政策的に財政資金が投入され、事業が行われております。特殊法人等に対する補助金などにつきましては、平成七年の閣議決定を踏まえて抑制に努めながら、真に必要な財政需要に対し所要の財源配分を行っているところであります。しかし、特殊法人については不斷の見直しに努めてまいります。

特殊法人の財務内容等のディスクロージャーにつきましては、民間の株式会社の水準以上のディスクロージャーを全特殊法人の足並みをそろえて行うために、財務内容を明らかにする書類の作成、公表及び一般の閲覧に関する規定を盛り込んだ、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案を、去る十一日、国会に提出させていただきました。

最後に、財政投融資についての意見を言えどう御質問がありました。

財政投融資については、その基本的な役割、必要性といふものは、私は、量の大小はありましても将来的にも残ると考えております。その役割は、当然ながら社会経済情勢の変化に応じて変わっていくであります。したがって、財政投融資を推進するという基本方針のもとに、資金運用審議会の懇談会において広く専門家の意見を聞き、本格的な検討、研究を進めていくこととしております。

なお、入り口としての郵貯、また、出口として

の特殊法人につきましては、適切な場でそれぞれに検討をされておりまして、このような努力を見守りながら、全体として好ましい枠組みができるよう圖つてまいりたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

(國務大臣亀井静香君登壇、拍手)

○國務大臣(亀井静香君) 福本議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問は大体四点ぐらいに整理されるのではないか、このように思います。

第一点は、我が国の今後の住宅政策どうあるべきかという御質問でござりますけれども、議員御指摘のように、量の面にわきましてはある程度の充足点に達したという状況であろうかと思います。しかしながら、質の面からまいりますと、今、国民の方々のニーズに合った住宅がきっちりと供給をされておるか、あるいは取得をされておるかということになりますと、今からの課題であろうかと私は思います。

質の面について、一つは、やはり今から老齢化社会を迎えてまいります。そうした中で、お年寄りあるいはまた体の不自由な方々が住みやすい、そうした住居を得られるためにはどうあるべきかといふのが一つのポイントでもあろうかと思います。金融公庫の融資につきましても、そういう点について、利率その他の面について重点的な配慮を実施いたしておりますが、今後ともそれを強化してまいりたい、このように考えております。

二番目は、安からう、便利が悪からうというのでは困るわけでございまして、やはり諸外国に比

べまして住宅価格が比較的高いのは事実でござります。特に、サラリーマンに対しまして安い良質な住宅を早期に、定年間際ということではなくて早期に取得していくだくにはどうしたらいいか、価格を下げていく努力というのが喫緊の課題でござります。

そういう面では、このたび容積率の緩和という建築基準法における現在の規格・認証等というの物理的な面に着目をして大きいの小さいのと、それを性能に着目した性能基準という形で割り切っていきたい、このように考えておるわけございまして、こういう面が住宅建設へのコストダウンに大きく寄与をするのではないか、このように考えております。

また、容積率をこの際思い切って、一律に平面的にやるのはではなくて、土地利用計画と申しますか、自治体とそういう面を十分協議いたしまして、思い切って容積率も緩和していくというような形の中でも、マンション価格等の低落も今ねらっておるわけでござります。例で申しますと、三田あたりの今七千五百万のマンションが、これを実施いたしますと、地価が上がらないという前提でござりますけれども、五千万程度まで下落するということが期待もされておるわけでござります。

また、このことは、満員電車に押しつぶらんじゅうで揺られて通勤しないで、できるだけ職住近接のそうした状況をつくり出すという面にも効果があらうかと思います。

それから第二点は、従来、住都公団が住宅供給に対して大きな役割を果たしてまいりましたが、これを分譲または賃貸部門からも一部を除いて撤退するということを決めております。

そういうことを決めております。

私どもいたしましては、今後、民間にゆだねる面はそうした供給あるいは融資の面におきましても思い切ってゆだねていきたいと考えますけれども、しかし中低所得者の住宅需要に対して、これをどう的確に我々がこたえていくかという国としての責任がござります。そういう意味では、住都公団が従来負っておりましたそうした責任を、自治体の公営住宅あるいは特定優良住宅等という形の中でスムーズに肩がわりをしていく方法を検討していきたいと考えております。

また、この住都公団の改革の中でも、現在、七十二戸、二百万の方々が現に居住しておられます。こういう方々の将来の生活環境が劣化するのとは絶対にあってはならぬわけでござります。メンテナンスを含めまして、今まで以上にそうしたレベルが維持される、あるいは向上されるための方策はどうしたらいいかということを、今、建設省、住都公団で具体的な検討をしておるわけでござりますので、レベルが下がっていくというようなことがありますので、心配は私は要らない、このように思います。

また、次に、住宅金融公庫の今後のあり方等でござりますけれども、これにつきましては、今、逆さやというような状況の中で、十兆円という膨大な繰り上げ償還というような事態も起きておりますので、もう住宅金融公庫の使命は終わったの

じやないかという議論がござりますけれども、私どもは、中低所得者層に対して長期低利の資金を融通するという、そうした機能は今なお必要であると考えます。

民間金融機関が、特に景気がよくなつてまいりますと、その資金を産業資本の設備投資に優先的にやはり回していくという過去のビヘービアがございます。(「簡潔に」と呼ぶ者あり)わかりました。

そうした中で、今後、国が責任を持つてそなた層に対して資金を供給する責任はあるうかと、このように考えております。

それから、シェアがどうかというお話がございましたが、どの程度の民間と住宅金融公庫のシェアが適当かということは、数字で具体的に私は申し上げることはなかなか難しいことであるうと思ひます。

なわ、ローンの償還について非常に問題が起きているという御指摘がございました。確かにそういう面がございます。

我々といだしましては、ゆとり償還というようなそういういろんなメニューを用意いたしまして、できるだけ返還されやすいそうした努力をしておるわけであります。それでもなお、これは選択でございますけれども、選択をされた後、償還が非常に困難になつてこられた方につきましては、個別に御相談に乗っております。利率を下げるわけにはまいりませんけれども、償還の期間とか、そういう問題につきましては具体的な御相談

に応じておることも申し添えたいと思います。

以上、御質問に対しまして御答弁を申し上げました。(拍手)

○國務大臣(三塚博君登壇、拍手) 私に対する質問は總理質問とタブつておりますから、大体意を尽くされた御答弁があつたということであります。簡明にお答えを申し上げます。

住宅金融公庫の今後の位置づけのお尋ねでございますが、良質な住宅ストックの形成のため、長期・固定・低利の資金を安定的に供給する役割は果たしておると思います。

一般に政策金融については、公的関与の必要性の変化や民間金融の機能の拡充に応じて不断の努力をしてまいることが適当であります。今後、民間金融の機能が拡充強化されれば、それにあわせて住宅金融公庫の融資制度についてもさらに見直しを図っていくこととなると考えております。

次に、住宅金融公庫を含む政府関係機関の不良債権についてのお尋ねでございますが、政府関係金融機関の平成七年度末における延滞債権額は、各機関合計八千六百九十一億円であります。貸付残高に占める割合は〇・七六%という水準になります。

各政府関係金融機関は、融資に際して適正な審査を行ふなど延滞債権が増加しないよう努めていります。ところですが、政府関係金融機関が今後は、財政投融資制度全体の改革への決意はどうか

財政投融資の貸し付けが不良債権化しておるのではないかという御質問でござりますが、この点につきましては、先ほど總理からも説明されましたとおり、財政投融資には民間金融機関の基準で見ても不良債権はございません。

最後に、財政投融資改革に向けての決心ということであります。

財政投融資については、その基本的役割、必要性は将来にも残ると考えておりますが、その役割は社会経済情勢の変化に応じまして変わっていくことは当然でございます。したがいまして、財投の改革を推進する基本方針のもとで、民業補完の観点も踏まえ、社会経済情勢の変化に応じ、その対象分野・事業を見直し、資金の重点的、効率的な配分を図っていくことが必要であると考えております。

總理が言われましたとおり、資金運用審議会の懇談会において、広く専門家を任命し意見を聞いておるところでございまして、本格的な研究、そして検討を進めていくこととなります。(拍手)

○國務大臣(堀之内久男君登壇、拍手) 財投改革についてお尋ねでござります。

先ほど總理、大蔵大臣の答弁にもありましたが、財投の基本的役割は、社会資本整備等、今後とも有意義なものと考えておりますが、対象分野・事業は絶えず見直していくことが必要と考えております。

今後とも、国民、預金者の利益、そのための事業の健全経営を確保しつつ社会資本の形成等にも貢献するよう、郵政事業の使命を果たしてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(小泉純一郎君登壇、拍手) は、財政投融資制度全体の改革への決意はどうかというお尋ねであります。

年金を担当している厚生大臣として、財政投融資制度、いわゆる資金運用部に預託している年金等が、必ずしも今、有利に運用されていないのではないか、また、年金資金と郵便貯金、簡易保険

と一緒に統合運用して果たしていいのかどうか、根本的な疑問を持っているのですから、先日、三塚大蔵大臣と会談いたしまして、この統合運用

を含めて、資金運用審議会で正式に年金の自主運用を含めて見直し、検討をお願いしたいと、確認し合つたところであります。

今後、財政投融資制度全体、出口の特殊法人、資金運用部、入り口の年金を含めて根本的な改革につなげるよう努力していきたいと思います。

(拍手)

○國務大臣堀之内久男君登壇、拍手) 財投改革についてお尋ねでござります。

先ほど總理、大蔵大臣の答弁にもありましたが、財投の基本的役割は、社会資本整備等、今後とも有意義なものと考えておりますが、対象分野・事業は絶えず見直していくことが必要と考えております。

今後とも、国民、預金者の利益、そのための事業の健全経営を確保しつつ社会資本の形成等にも貢献するよう、郵政事業の使命を果たしてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(新藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

これにて休憩いたします。

午後零時五十分休憩

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 関税定率法等の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

(審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載)

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 関税定率法等の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

関手続の簡素化等について質疑が行われました
が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(松浦孝治君登壇、拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました一法律案等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました一法律案等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました一法律案等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

(審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(木宮和彦君登壇、拍手)

○木宮和彦君 ただいま議題となりました一法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案は、民間活動に対する規制の緩和と行政事務の簡素化を図るために輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止するほか、十四の法律について企業組織の変更に係る手続を簡素化するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君) 本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

なあ、本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

○議長(斎藤十朗君) 本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本法律案に対し、五項目の附帯決議を行いました。

が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、工業標準化法の一部を改正する法律案は、国際化の進展に的確に対応できる工業標準化制度を構築するため、主務大臣が指定する内外の民間機関がJISの認定を行なうとするものであります。

委員会におきましては、日本工業規格と国際規格との整合化、民間認定機関制度のあり方、規格の国際整合化と中小企業の対応等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に記載されています。

官報(号外)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、工業標準化法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 森林組合法及び森林組合合併助成法の一

部を改正する法律案は、森林組合等の健全な発展

を図るため、事業範囲の拡大、理事会の設置、合

併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を

講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、特別防除の効果と環境への影響、松くい

除法の一部を改正する法律案

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 森林病害虫等防

除法の一部を改正する法律案

日程第九 森林組合法及び森林組合合併助成法

の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長真島一男君。

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長真島一男君。

以上両案を一括して議題といたします。

以上両案を一括して議題といたします。

法律案は、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、被害木の破碎、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林組合法及び森林組合合併助成法の一

部を改正する法律案は、森林組合等の健全な発展

を図るため、事業範囲の拡大、理事会の設置、合

併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を

講じようとするものであります。

委員会におきましては、船腹調整事業が解消さ

れた場合の影響、内航海運の環境整備推進に対する等の改訂を行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一〇 内航海運組合

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一一 地方自治法第百五十六条第六項の

規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車

検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長直嶋正行君。

以上両案を一括して議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

行う船舶建造資金の借り入れについて、内航海運組合が債務保証を行ふことができる」ととする等

の改訂を行おうとするものであります。

委員会におきましては、船腹調整事業が解消さ

れた場合の影響、内航海運の環境整備推進に対する等の改訂を行おうとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

[賛成者起立]

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

平成九年三月十九日 参議院会議録第十一号(その一) 森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案外一件 内航海運組合法の一部を改正する法律案外一件

官 報 (号 外)

め、従来の身体障害者に新たに精神薄弱者を加えることにより、精神障害者を助成金の対象に加えるほか、子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用したとみなすことができる特例子会社の認定要件を緩和することと、市町村レベルで職業準備訓練を行う障害者雇用支援センターの設置主体に社会福祉法人を加えることなど、所要の措置を講じようとするものであります。

○議長(高橋十郎君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決さる。

が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

卷之三

又第一回の説教の起立を又あること

○講義（講義十點表） 総員起立と読みます
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし

本日はこれにて散会いたします。

卷之三

出陣者は左のとおり。

義員
副議長
松尾 宣平君

田村 公平君
栗原 君子君

渡辺 孝男君
山口 哲夫君
釘宮 警君
末広真樹子君

山口哲夫君
山本潤一君
山本釤宮
保君磐君

椎名 素夫君
矢田部 理君

改正する法律案 教育公務員特例法の一部を改正する法律案

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。																				
○議長(斎藤十朗君) 日程第一五 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。																				
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。																				
〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕																				
〔清水嘉与子君登壇、拍手〕																				
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。委員長の報告を求めるところです。																				
○議長(斎藤十朗君) これまで原案どおり可決すべきものと決定いたしました。																				
以上、御報告申し上げます。(拍手)																				
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。																				
本案に賛成の諸君の起立を求めます。																				
〔賛成者起立〕																				
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。																				
よって、本案は全会一致をもって可決されました。																				
本日はこれにて散会いたします。																				
午後五時五十四分散会																				
出席者は左のとおり。																				
議員	田村 公平君	栗原 君子君	大森 礼子君	木暮 山人君	猪熊 重二君	牛嶋 正君	寺澤 芳男君	武田 節子君	浜四津敏子君	都築 讓君	石田 美栄君	岩瀬 良三君	市川 一朗君	鈴木 正孝君	菅川 健二君	山崎 順子君	水島 栄君	小林 元君		
議長	斎藤 十朗君	副議長	松尾 官平君	水野 誠一君	大野つや子君	奥村 展三君	鶴岡 洋君	及川 順郎君	木暮 一良君	白浜 一良君	星野 明市君	片上 公人君	石井 一二君	勝木 健司君	泉 信也君	長谷川 清君	直嶋 正行君	山崎 清寛君	和田 洋子君	北澤 俊美君
議員	小山 峰男君	渡辺 孝男君	栗原 君子君	大森 礼子君	木暮 山人君	岩永 浩美君	阿曾田 清君	水野 誠一君	大野つや子君	奥村 展三君	星野 明市君	片上 公人君	石井 一二君	勝木 健司君	泉 信也君	長谷川 清君	直嶋 正行君	山崎 順子君	和田 洋子君	西川 玲子君
椎名 素夫君	福本 潤一君	山本 保君	釘宮 碧君	高橋 令則君	今泉 昭君	海野 義孝君	戸田 邦司君	依田 智治君	益田 洋介君	鈴木 政二君	武見 敬三君	戸田 邦司君	依田 智治君	益田 洋介君	鈴木 政二君	武見 敬三君	戸田 邦司君	長谷川道郎君	和田 洋子君	高野 博師君

平成九年二月十九日 参議院会議録第十号(その一) 議長の報告事項

官報 (号外)

法務委員	村沢 牧君	大渕 絹子君	國井 正幸君	川橋 幸子君
辞任	辻井 正幸君	菅野 久光君	吉岡 吉典君	橋本 敦君
大蔵委員	山本 一太君	山本 一太君	寺崎 昭久君	橋本 敦君
文教委員	林 均君	林 均君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
辞任	嶋崎 均君	林 久美子君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
補欠	鷲崎 均君	林 久美子君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君
通信委員	保坂 三蔵君	林 寛子君	吉川 春子君	小山 孝雄君
辞任	高橋 令則君	吉川 春子君	平井 韶志君	平井 韶志君
労働委員	坂野 重信君	川橋 幸子君	山田 俊昭君	山下 芳生君
辞任	上田耕一郎君	國井 正幸君	西川 淩君	吉川 春子君
議院運営委員	石井 道子君	鈴木 政二君	石井 道子君	國井 正幸君
補欠	(国会法第四十二条の規定によるもの)	鈴木 政二君	山下 芳生君	大渕 絹子君
補欠	高橋 令則君	國井 正幸君	吉川 春子君	吉川 春子君
科学技術特別委員	志村 哲良君	中原 審君	鈴木 政二君	國井 正幸君
辞任	関根 則之君	岩永 浩美君	山下 芳生君	大渕 絹子君
建設委員	小山 孝雄君	海老原義彦君	吉川 春子君	吉川 春子君
辞任	廣中和歌子君	上田耕一郎君	吉川 春子君	吉川 春子君
農林水産委員	鷲谷 博昭君	今泉 昭君	吉川 春子君	吉川 春子君
辞任	大河原太一郎君	鷲谷 博昭君	小山 孝雄君	大河原太一郎君
補欠	鷲谷 博昭君	今泉 昭君	廣中和歌子君	鷲谷 博昭君
予算委員	金本 邦茂君	上田耕一郎君	吉川 春子君	吉川 春子君
辞任	鷲野 裕君	鷲谷 博昭君	吉川 春子君	鷲野 裕君
農林水産委員	前田 黙男君	中島 真人君	吉川 春子君	前田 黙男君
辞任	岡野 裕君	大野つや子君	吉川 春子君	岡野 裕君
補欠	林 久美子君	林 久美子君	吉川 春子君	林 久美子君
商工委員	國井 正幸君	國井 正幸君	吉川 春子君	國井 正幸君
辞任	青木 薫次君	青木 薫次君	吉川 春子君	青木 薫次君
補欠	高橋 令則君	高橋 令則君	吉川 春子君	高橋 令則君
補欠	林 寛子君	林 寛子君	吉川 春子君	林 寛子君
会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一七号)	農林水産の整備のための財政上の措置等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)(衆第一三号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一四号)	非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)(衆第一四号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
第一五号)	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第一四号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一七号)	特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(衆第一五号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一四号)	森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一六号)	森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一八号)	男女共同参画審議会設置法案(閣法第一八号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一九号)	環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附屬書Vの締結について承認を求めるの件(閣法第二一號)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
一部を改正する法律案(閣法第一七号)	内航海運組合法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議長は、衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日委員長から次の報告書が提出された。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書		運輸委員	辞任	補欠
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)審査報告書		通信委員	辞任	補欠
昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		大蔵委員	辞任	補欠
内閣委員		文教委員	辞任	補欠
農林水産委員		建設委員	辞任	補欠
農林水産委員		予算委員	辞任	補欠
農林水産委員		外務委員	辞任	補欠
農林水産委員		科学技術特別委員	辞任	補欠
農林水産委員		議院運営委員	辞任	補欠
農林水産委員		監査委員	辞任	補欠
農林水産委員		通信委員	辞任	補欠
農林水産委員		大蔵委員会に付託	辞任	補欠
農林水産委員		放送法第三十七号第一項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)	辞任	補欠
農林水産委員		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任	補欠
農林水産委員		同日議長から次の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。	辞任	補欠
農林水産委員		国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)	辞任	補欠
農林水産委員		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	辞任	補欠
農林水産委員		特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)	辞任	補欠
農林水産委員		住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第二三号)	辞任	補欠
農林水産委員		中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条例第一号)	辞任	補欠
農林水産委員		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	辞任	補欠
農林水産委員		中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第三四号)	辞任	補欠
農林水産委員		中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)	辞任	補欠
農林水産委員		労働委員会に付託	辞任	補欠

官報 (号外)

同日委員長から次の報告書が提出された。

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

アジア・太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件(閣案第七号)審査報告書

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

回 国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

工業標準化法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

官職名	氏名	異動後の官職名	年月日	異動
外務省中近東アフリカ局長 事務代理	日向 精義	(解職)	平九三・八	

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の方を、第一百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長 登 誠一郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長登誠一郎君(同日議長承認)を、第一百四十

官 報 (号外)

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一)

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

平成九年二月十九日 参議院会議録第十一号(その二) 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

一八

極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施する地域としての価値に対し当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知った上での判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

- (1) 活動の範囲(地域、期間及び程度)を含む。
- (2) 活動の累積的な影響(当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるものの双方)
- (3) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。
- (4) 環境上問題を生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。
- (5) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な環境上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無
- (6) 事故(特に、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの)に対し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

(d) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかつた影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。

3 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調査(地球環境の理解のために不可欠な調査を含む)を実施する地域としての価値を保護するよう計画し及び実施する。

4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)については、

- (a) この条に定める原則に適合する方法で行う。
- (b) この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

第四条 南極条約体制における他の構成要素との関係

1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。

第五条 南極条約体制における他の構成要素との整合性

1 締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を有する権利を害し及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。

2 各締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため、他の締約国が南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり当該他の締約国にとって有用な情報を可能な範囲で提供することを約束すること。

3 締約国は、南極条約地域における活動が同地域に近接する地域の環境に悪影響を及ぼさないことを確保するため、当該近接する地域において管轄権を行使する締約国と協力する。

第七条 鉱物資源に関するいかなる活動も、科学的調査を行ふほか、禁止する。

第八条 環境影響評価

1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての

事前の評価のための手続であつて附属書Iに規定するものに従うものとする。

(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護に関して、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促進すること。

(b) 軽微な又は一時的な影響について適切な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。

(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によつて生ずる累積的な影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に關し他の締約国と協議すること。

(e) 適切な場合には、合同で探査を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用すること。

(f) 南極条約議定書が合意する措置をとること。

2 附属書Iから附属書IVまでの附属書のほかに追加される附属書は、南極条約第九条の規定に従つて採択され、効力を生ずる。

3 附属書の改正及び修正は、南極条約第九条の規定に従つて採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。

4 2及び3の規定に従つて効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に

改訂又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約議定書でない南極条約の締約国又は採択の時に南極条約議定書でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該

締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。

附属書に別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第十一条 南極条約協議国会議

1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことをを行う。

(a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護について的一般的な政策を定める。

(b) この議定書の実施のため、南極条約第九条の規定に基づく措置をとること。

2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1に規定する任務を遂行するに当たり、委員会の助言及び勧告並びに南極研究科学委員会の助言を十分に参考とする。

第十二条 委員会の任務

1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協議国会議における審議のため締約国に対して助言を与える及び勧告を行うこと並びに同会議によって委員会に委任されるその他の任務を遂行することとする。特に、委員会は、次の事項に関する助言を与える。

(a) この議定書に従ってとられる措置の効果

(b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化し又は改善する必要性

(c) 適当な場合には、追加的な措置(附属書の追加を含む)の必要性

第十三条 環境保護委員会

1 この議定書により環境保護委員会を設置する。

2 各締約国は、委員会の構成となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。

3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。

4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献することができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。

5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協議国会議に提出する。当該報告書は、委員会の会合で審議されたすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を反映するものとする。当該報告書は、その会合に出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものとする。

6 委員会は、南極条約協議国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を探査する。

第十四条 植生保護委員会

1 南極条約協議国会議は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。

2 いづれかの南極条約協議国会議によって指名される当該南極条約協議国会議の国民である監視員は、次の者とする。

(a) 生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に對応するための緊急時計画を作成すること。

(b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に對応するための緊急時計画を作成すること。

3 このため、締約国は、(a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。

4 この条の規定の実施において、締約国は、適當な国際機関の助言を参考とする。

第十五条 地域における緊急事態に對応するための緊急時計画

1 南極条約地域における環境上の緊急事態に對応するため、各締約国は、次のことに同意する。

2 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動について他のすべての締約国に通報する。

3 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動について他のすべての締約国に通報する。

4 南極条約協議国会議は、この議定書の締約国でない国に対し、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であつてこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

5 南極条約協議国会議は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従つて行われる監視員による査察のための措置をとる。

6 いづれかの南極条約協議国会議によって指名される当該南極条約協議国会議の国民である監視員は、次の者とする。

(a) 生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に對応するための緊急時計画を作成すること。

(b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に對応するための緊急時計画を作成すること。

7 このため、締約国は、(a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

(b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。

8 この条の規定の実施において、締約国は、適當な国際機関の助言を参考とする。

第十六条 責任

洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関と協議する。

第十七条 地域における緊急事態に對応するための緊急時計画

1 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わないようにするため、国際連合憲章に従つた適当な努力をする。

3 各締約国は、1及び2の規定に従つてとる措置を他のすべての締約国に通報する。

4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動について他のすべての締約国に通報する。

5 南極条約協議国会議は、この議定書の締約国でない国に対し、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であつてこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

6 南極条約地域における科学的調査の計画、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、南極条約第七条の規定に従つて、南極条約地域における環境上の緊急事態に對応するため、各締約国は、次のことに同意する。

7 南極条約地域における科学的調査の計画、事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)の実施から生ずる緊急事態に對し迅速かつ効果的な対応措置をとること。

8 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に對応するための緊急時計画を作成すること。

9 このため、締約国は、(a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

10 (a) (b) の緊急時計画の作成及び実施について協力する。

11 この条の規定の実施において、締約国は、適當な国際機関の助言を参考とする。

第十八条 地域における緊急事態に對応するための緊急時計画

12 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

13 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

14 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

15 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

16 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

17 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

18 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

19 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

20 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

21 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

22 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置(法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。)をとる。

23 オブザーバーが認められる」とを確保する。

24 査察の報告書については、自國の基地、施設、備品、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となつてゐる締約国に送付する。当該締約国が意見述べる機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、その後、当該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。

25 平成九年三月十九日 参議院会議録第十一号(その二) 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附屬書Vの締結について承認を求める件 一九

この議定書に對する留保は、認められない。

作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条の規定に従って採択される一又は二以上の附屬書に含める。

第十七条 締約国による年次報告

1 各締約国は、この議定書の実施のために行った措置を毎年報告する。その報告書には、第十一条の規定に従って行われる通報、第十五条、三条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの規定に従って作成される他のすべての通告及び通報であつて情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

2 1の規定に従つて作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第十八条 紛争解決

この議定書の解釈又は適用に關して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに紛争当事国間で協議する。

第十九条 紛争解決手続の選択

1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、第七条、第八条及び第十五条の規定、附屬書の規定に別段の定めがある場合を除く。(並びにこれらの規定に連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に關し、次の手段の一方又は双方を選択する)ことができる。

(a) 國際司法裁判所

2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

3 1の規定による宣言を行わなかつた締約国又は当該宣言が有効でなくなつた締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。

4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手段にのみ付することができます。

5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができます。

6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託政府に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

(b) 第二十条 紛争解決手続

8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二十一条 署名

1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 仲裁裁判所は、南極条約第四条の規定の範囲内にある問題について決定する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいづれの問題についても決定する権限を与えるものと解してはならない。

3 1の規定による宣言を行わなかつた締約国又は当該宣言が有効でなくなつた締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。

4 この議定書の適用を妨げることなく、この手続にのみ付することができます。

5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手段にのみ付することができます。

6 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができます。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

1 この議定書は、署名国によって批准され、受

諾され又は承認されなければならない。

2 この議定書は、千九百九十二年十月三日後は、南極条約の締約国による加入のために開放しておぐ。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 この議定書が効力を生じた日以後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入していない限り、当該南極条約の締約国が同条約第九条の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利に關して行つ通告について、措置をとつてはならない。

第二十三条 効力発生

1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議

国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日以内に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の日に批准

書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極

条約の締約国については、その批准書、受諾

書、承認書又は加入書の寄託の後三十日以内に効力を生ずる。

(b) 第二十四条 留保

1 この議定書に對する留保は、認められない。

2 第二十五条 修正又は改正

1 第九条の規定の適用を妨げることなく、この

議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する手続に従い、いつでも修正し又は改正す

ることができる。

2 この議定書の効力発生の日から五十年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府への通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。

3 この議定書の締約国が過半数(この議定書の採択の時に南極条約協議国である国)による議決で採択する。

4 この議定書の締約国が改定する。

5 この議定書の締約国が改定する。

(b) 第二十三条 効力発生

1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議

国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日以内に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の日に批准

書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極

条約の締約国については、その批准書、受諾

書、承認書又は加入書の寄託の後三十日以内に効力を生ずる。

3 この議定書は、その効力発生の日以後に批准

書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極

条約の締約国については、その批准書、受諾

書、承認書又は加入書の寄託の後三十日以内に効力を生ずる。

4 この議定書は、その効力発生の日以後に批准

書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極

条約の締約国については、その批准書、受諾

書、承認書又は加入書の寄託の後三十日以内に効力を生ずる。

5 (a) 第二十四条 留保

1 この議定書に對する留保は、認められない。

2 第二十五条 修正又は改正

1 第九条の規定の適用を妨げることなく、この

議定書は、南極条約第十二条の(a)及び(b)に規定する手續に従い、いつでも修正し又は改正す

ることができる。

2 この議定書の効力発生の日から五十年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府への通報により要請する場合には、この議定書の運用について検討するため、できる限り速やかに会議を開催する。

3 この議定書の締約国が過半数(この議定書の採択の時に南極条約協議国である国)による議決で採択する。

4 この議定書の締約国が改定する。

5 この議定書の締約国が改定する。

(b) 第二十三条 効力発生

1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議

国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日以内に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の日に批准

書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する南極

条約の締約国については、その批准書、受諾

書、承認書又は加入書の寄託の後三十日以内に効力を生ずる。

1 の(b)から(d)までに規定する期間をそれぞれ十四日に短縮した上、同条の規定に従い、可能な限り速やかに組織されるものとする。仲裁裁判所は、その裁判長の任命の後二箇月以内に、緊急の暫定措置に対する要請について決定する。

4 3の規定に基づく緊急の暫定措置の要請に応じて仲裁裁判所が決定を行った後、紛争の解決については、議定書第十八条から第二十条までの規定に従って行う。

第七条

いずれの締約国も、仲裁裁判所の仲裁判断によつて実質的に影響を受け得る法的な利害関係（一般的であるか個別的であるかを問わない。）を有すると信する場合には、仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、仲裁手続に参加することができる。

第八条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、特に自國の法令に従い及びすべての可能な手段を利用して、すべての関連のある文書及び情報を提供し、並びに仲裁裁判所が、必要に応じ、証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができるようにする。

第九条

いづれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。

第十一条

1 仲裁裁判所は、自己に付託される紛争につき、議定書並びに議定書に反しない適用可能な国際法の他の規則及び原則に基づいて仲裁判断を行う。

2 仲裁裁判所は、紛争当事国が合意する場合に付託された紛争につき、公平及び善に基づいて決定を行うことができる。

1 仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲

裁裁判所が紛争について管轄権を有すること並びに請求又は反対請求が事実及び法において十分な根拠を有することを確認する。

2 仲裁裁判所には、その理由を付する。仲裁裁判所は、事務総長に通報されるものとし、事務総長は、これをすべての締約国に送付する。

3 仲裁裁判所は、最終的なものとし、紛争当事国及び仲裁手続に参加するいかなる国も拘束する。これらの国は、その仲裁判断に速やかに従うものとする。仲裁裁判所は、一の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいづれかの国の要請により、仲裁判断について解釈を行う。

4 仲裁裁判所は、その特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

5 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む。）については、紛争当事国が均等に負担する。

第十二条

1 この付録は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する。

第十三条

1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響にすぎないことを初期の環境評価書が示す場合には、当該活動の影響を評価し及び検証するための適切な手続（監視を含む。）を実施することを条件として、当該活動を実施することができる。

第三条

1 包括的な環境評価書

1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれがあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境評価書を作成する。

2 包括的な環境評価書には、次の事項を含め

1 計画された活動の記述（目的、場所、期間及び程度を含む。）及び当該活動を実施しないことを含む可能な代替案の記述（当該代替案の影響を含む。）

2 予測される変化と比較するための当初の環境の状態の記述及び計画された活動が実施されなかった場合の将来における環境の状態の予測

3 計画された活動の影響を予測するために用いた方法及び資料の記述

4 計画された活動の予想される直接的な影響の性質、範囲、期間及び程度についての評価

5 計画された活動から生ずるおそれのある間接的又は一次的な影響の検討

6 計画された活動の影響を最小にし又は緩和し及び予見することができない影響を探知するためによることができる措置、当該活動のすべての悪影響についての早期の警告を行うための措置及び迅速かつ効果的に事故を処理するための措置の特定。これらの措置には、監視の計画を含む。

7 計画された活動が及ぼす影響であつて避けられることのできないものの特定

8 計画された活動が科学的調査の実施並びに既存の他の活動及び南極地域の他の価値に及ぼす影響の検討

9 この2の規定により必要とされる情報の収集の際に直面した知識の欠如及び不確実性の特定

10 この2の規定により提供される情報の平易な要約

11 包括的な環境評価書を作成した者又は機関の氏名又は名称及び住所並びに当該環境評価書についての意見の提出先

12 包括的な環境評価書の案については、一般に

利用可能なものとし、すべての締約国に対し、その意見を得たため送付する。これらの締約国も、その案を一般に利用可能なものとする。締約国からの意見を受領する期間は、九十日とする。

4 包括的な環境評価書の案は、締約国に送付すると同時に、かつ、次の南極条約協議国会議の百二十日前までに、適宜検討を行うため委員会に送付する。

5 委員会の助言に基づき南極条約協議国会議が包括的な環境評価書の案について検討を行うまでは、南極条約地域における計画された活動を実施するための最終的な決定は、行うことなどができない。ただし、計画された活動を実施するための決定は、包括的な環境評価書の案を送付した日から十五箇月よりも長い期間、この5の規定の実施のために遅れることはあってはならない。

6 最終的な包括的な環境評価書は、包括的な環境評価書の案に関して受領された意見についても取り扱い、及びこれを含め又は要約する。最終的な包括的な環境評価書、これに関する決定についての通知及び計画された活動がもたらす利益との関連における予測される影響についての評価は、すべての締約国に対し、南極条約地域における活動計画を開始する六十日前までに送付する。これらの締約国は、これを一般に利用可能なものとする。

第四条 包括的な環境評価書に基づく決定

前条の規定の適用を受ける計画された活動の実施が適当であるか否かの決定及び、当該活動の実施が適当と決定される場合には、原案に修正を加えるか否かの決定については、包括的な環境評価書及び他の関連する検討に基づいて行う。

第五条 監視

1 包括的な環境評価の完了の後に活動が実施される場合には、当該活動の影響を評価し及び検

証するための手続(主要な環境上の指標の適当な監視を含む)がとられるものとする。

2 1及び第二条2に規定する手続は、活動の影響について検証可能な定期的な記録を特に次の

1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極

(e) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附屬書に基づく許可証を発給する権限を与えられた者又は機関をいう。

(f) 「許可証」とは、適当な当局によって発給された書面による正式な許可をいう。

(g) 「採捕」とは、在来哺乳類若しくは在来鳥類についてはこれを殺し、傷つけ、捕獲し若しくは苦しめること若しくはこれに触れるこ

とは、在来植物についてはその局地的分布若しくは豊度に著しく影響を及ぼすこととなる程度の量を除去し若しくは損傷することをい

う。

(h) 「有害な干渉」とは、次のことをいう。

(i) 鳥類並びにあざらし及びおつとせいの群れを乱すような方法でヘリコプターその他

の航空機を飛行させ又は着陸させること。

(j) 鳥類並びにあざらし及びおつとせいの群

れを乱すような方法で車両又は船舶(エア

クッション船及び小艇を含む)を用いるこ

と。

(k) 鳥類並びにあざらし及びおつとせいの群

れを乱すような方法で爆発物又は火器を用

いること。

(l) 繁殖中若しくは換羽中の鳥類又は鳥類並

びにあざらし及びおつとせいの群れについ

てその生息を人の歩行によって故意に乱す

こと。

(m) 航空機の着陸、車両の運転又は歩行その他の方法で陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(n) 在来哺乳類、在来鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の種又は個体群の生息地に対し著しく有害な変化をもたらす活動

あるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(o) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上又は淡水で生育する植物(生活史のいずれの段階(種子及び胚芽の段階を含む)にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(p) 「在来無脊椎動物」とは、陸上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(q) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(r) 「国際捕鯨取締条約」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(s) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(t) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(u) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(v) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(w) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(x) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(y) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(z) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(aa) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(bb) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(cc) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(dd) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ee) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(ff) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(gg) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(hh) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ii) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(jj) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(kk) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ll) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(mm) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(nn) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(oo) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(pp) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(qq) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(rr) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ss) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(tt) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(uu) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(vv) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(ww) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(xx) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(yy) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(zz) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(aa) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(bb) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(cc) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(dd) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(ee) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ff) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(gg) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(hh) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ii) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(jj) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(kk) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(ll) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(mm) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(nn) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(oo) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(pp) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(qq) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(rr) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ss) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(tt) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(uu) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(vv) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ww) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(xx) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(yy) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(zz) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(aa) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(bb) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(cc) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(dd) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ee) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(ff) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(gg) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(hh) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(ii) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(jj) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(kk) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ll) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(mm) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(nn) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(oo) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(pp) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(qq) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(rr) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(ss) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(tt) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(uu) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(vv) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ww) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(xx) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(yy) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(zz) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(aa) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(bb) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(cc) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(dd) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ee) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(ff) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(gg) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(hh) 「在来哺乳類」とは、千九百四十六年十二月一日にワシントンで作成された条約を

い。

(ii) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(jj) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(kk) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう。

(ll) 「在来哺乳類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(mm) 「在来鳥類」とは、南極条約地

域に原産のものをいう。

(nn) 「在来植物」とは、蘇苔類、地衣類、菌類及び藻類を含む陸上上の在来植物の群生に著しい損傷を与えること。

(oo) 「在来無脊椎動物」とは、陆上又は淡水に生息する無脊椎動物(生活史のいずれの段階にあるかを問わない)であって、南極条約地域に原産のものをいう

平成九年三月十九日 参議院会議録第十一号(その二) 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

一四

第二条 緊急事態

1 この附屬書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

3 第三条 在来の動物相及び植物相の保護

1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。

2 1の許可証については、許可された活動(その時期、場所及び実施者を含む。)を明示するものとし、次のことと目的とする場合においてのみ発給する。

3 (a) 科学的研究又は科学的情報のために標本を提供すること。

(b) 博物館、植物標本館、動物園、植物園その他他の教育的又は文化的な施設又は用途のために標本を提供すること。

(c) 科学的活動であつて(a)若しくは(b)の規定によつては許可の対象とならないものを実施するに際し、避けることのできない影響に対し措置をとること又は科学的な支援施設の建設及び運営に際し、避けることのできない影響に対し措置をとること。

4 (a) 2に規定する目的のために真に必要である以上に在来哺乳類、在来鳥類又は在来植物を採捕しないこと。

(b) 殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を少數のみとすること及び、いかなる場合にも、地域的な個体群において殺される在来哺乳類又は在来鳥類の数を他に許可された採捕の数を勘案して次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上とはしないこと。

(c) 種の多様性、種の存続に不可欠な生息地及

び南極条約地域内に存在する生態系の均衡を維持すること。

4 この附屬書の付録Aに掲げる在来哺乳類、在来鳥類及び在来植物の種は、「特別保護種」として指定され、締約国によって特別の保護を与える。

5 特別保護種を採捕するための許可証については、次の条件が満たされないと発給してはならない。

(a) 採捕がやむを得ない科学的目的のためであること。

(b) 採捕が種又は地域的な個体群の存続又は回復を妨げないこと。

(c) 適当な場合には、採捕が殺すに至ることのない方法により行われること。

6 在来哺乳類及び在来鳥類のすべての採捕については、可能な限り、苦痛を最小限にするような方法で行う。

第四条 非在来種、寄生虫及び疾病的持込み

1 許可証による場合を除くほか、南極条約地域に在来でないかなる動物又は植物の種も、同地域内の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではならない。

2 大については、陸地又は氷棚に持ち込んではならないものとし、現にこれらの地域に存在する犬については、千九百九十四年四月一日までに除去しなければならない。

3 1の許可証については、この附屬書の付録Bに掲げる動物及び植物のみの持込みを許可するためには年齢及び性別並びに逃亡を防ぐため又は在來の動物相及び植物相との接触を防ぐため又は在來の動物相及び植物相との接觸を防ぐためによるべき予防措置を明記する。

4 1及び3の規定により許可証が発給されるる植物又は動物については、当該許可証の失効前に、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在來の動物相若しくは植物相に記録を含む)及び統計の収集及び交換

に対する危険を生じさせることのないその他の焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。当該許可証には、このような義務を明記する。同地域に持ち込まれた同地域に在来でない他の植物又は動物(これらの子孫を含む。)については、これらの植物又は動物が在來の植物相又は動物相に対しいかなる危険も及ぼさないと判断されない限り、除去し、又は生殖不能にするため焼却による処分若しくはこれと同様に効果的な方法による処分を行う。

5 この条のいかなる規定も、食物の南極条約地域への持込みについては、適用しない。ただし、いかなる生きている動物も、食用のため同地域に持ち込んではならず、すべての植物並びに動物の部分及び製品は、慎重に管理された状態に保管し、並びに附屬書III及びこの附屬書の付録Cに従つて処分する。

6 各締約国は、在來の動物相及び植物相に存在しない微生物(例えは、ウイルス、細菌、寄生虫、酵母、菌類)の持込みを防止するために予防措置(この附屬書の付録Cに定める措置を含む。)がとられることを義務付ける。

7 第五条 情報

各締約国は、南極条約地域に滞在し又は同地域に入る意図を有するすべての者がこの附屬書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、禁止されている活動に関する情報並びに特別保護種及び関連する保護地区の表を取りまとめ、かつ、これらの方が利用することができるようにする。

8 第六条 情報の交換

締約国は、委員会の勧告を考慮して、南極の動物相及び植物相の保存のための措置を常に検討する。

9 第七条 検討

この附屬書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

10 第八条 情報の交換

1 この附屬書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約議会議の終了の後一年で南極条約議会議により承認されたものとし、効力を生ずる。

2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約議会議の締約国については、これを承認した旨の通告

(b) 南極条約地域における在來哺乳類 在來鳥類、在來植物及び在來無脊椎動物の状態に関する情報並びに種又は個体群が保護を必要とする程度に関する情報の入手及び交換

(c) 2の規定により締約国が提供する(a)及び(b)に規定する情報についての共通の書式の作成

する程度に関する情報の入手及び交換

2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、規定期に由てとった措置並びにこの附屬書に基づき発給した許可証の数及び性質を通報する。

3 第九条 改正又は修正

3 1 この附屬書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改訂し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改訂又は修正は、当該措置がとられる南極条約議会議の終了の後一年で南極条約議会議により承認されたものとし、効力を生ずる。

4 ただし、その期間内に一又は二以上の南極条約議会議が開催されると、当該議会議が開催する年間を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

5 2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約議会議の締約国については、これを承認した旨の通告

を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

付録A 特別保護種

みなみおとせい属(アルクトケファルス属)に属するすべての種

ロスあざらし(オノマトフォカ・ロスイ)

付録B 動物及び植物の持込み

次に掲げる動物及び植物については、第四条の規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。

- (a) 栽培用の植物
- (b) 実験用の動物及び植物(ウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む。)

付録C 微生物の持込みを防止するための予防措置

1 家きん。いかなる生きている家きんその他の生きている鳥類も、南極条約地域に持ち込んではならない。調理用に処理された家きんは、南極条約地域への輸送のためにこん包される前に、ニューカッスル病、結核、酵母による感染等の疾病的検査を受ける。消費されない家きん又はその部分については、南極条約地域から除去し、又は焼却による処分若しくは在来の植物相及び動物相に対する危険を生じさせることのない焼却と同様に効果的な方法による処分を行う。

2 滅菌されていない土壤の持込みについては、実行可能な限り、避ける。

附属書III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理

1 この附属書は、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む)について適用する。

2 南極条約地域において発生し又は処分される廃棄物の量については、南極の環境への影響を最小にし並びに南極地域の自然的価値への影響を規定により発給される許可証に基づき南極条約地域に持ち込むことができる。
3 南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、廃棄物の保管、処分及び南極条約地域からの除去、その後の再使用又は再生利用並びにその発生源の削減については、不可欠な検討事項とする。
4 南極条約地域から除去される廃棄物については、実行可能な最大限度まで、当該廃棄物を発生させた活動が組織された国に持ち帰り、又は関連する国際協定に従い当該廃棄物の処分についての取決めが行われている他の国に持ち込む。
5 地上における過去又は現在の廃棄物の処分場及び南極における活動のために使われ、遭棄された作業場については、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が净化する。この義務については、次の事項を義務付けるものと解してはならない。

(a) 史跡又は歴史的記念物として指定された建造物の除去	(b) いかなる実行可能な方法によつても建造物又は廃棄物を除去することが当該建造物又は廃棄物を元の場所に残しておこなうことが当該廃棄物を元の場所に残しておこなうことが当該廃棄物を除去する義務は、いかなる形の不燃性廃棄物を除去する義務は、いかなる実行可能な方法によつても当該廃棄物を除去することが当該廃棄物を元の場所に残しておこなうことが当該廃棄物を除去する。	(c) 液体燃料及び固体燃料
2 (d) 有害な量の重金属を含む廃棄物又は急性毒性の若しくは有害な持続性の化合物を含む廃棄物		
3 (e) ポリ塩化ビニル(PVC)、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ゴム及び焼却した場合には有害物質を排出するおそれのある添加物を含有する潤滑油、処理された木材その他の物質		
4 (f) (e)に規定するものを除くすべてのプラスチック廃棄物(次条1の規定に従つて焼却される場合には、低密度ポリエチレン容器(例えば、廃棄物保管用の袋)を除く。)		
5 (g) 燃料貯蔵用ドラム缶		

1 (a) 持ち込まれた動物の死体	1 (a) 前二条の規定に従つて除去し又は処分されない廃棄物については、露岩地域又は淡水の陸水において処分してはならない。	1 (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)
第二条 南極条約地域からの除去による廃棄物の処分		
1 次に掲げる廃棄物については、この附属書がいかなる悪影響を環境に及ぼす場合において、当該建造物又は廃棄物を除去すること。		
2 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。		
3 次に掲げる廃棄物については、焼却され、高圧下で蒸気により滅菌され又はその他の方法で滅菌処理されない限り、当該廃棄物の発生者が南極条約地域から除去する。		
第三条 焚却による廃棄物の処分		
1 2の規定に従う場合を除くほか、前条1に規定していられない可燃性廃棄物であつて南極条約地域から除去されないものについては、焼却炉		

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一) 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

二六

第五条 海洋における廃棄物の処分

1 汚水及び生活排水については、その影響を受ける海洋環境の同化能力を考慮して及び次のことを条件として、海洋に直接排出することができる。

(a) 実行可能な場合には、初期希釈及び急速な拡散のための条件が存在する場所で排出が行われること。

(b) 大量の汚水及び生活排水(南半球の夏の期間の平均の滞在者がおよそ三十人以上である基地において発生したもの)については、少なくともこれらに含まれる固形状の物をふやかす処理を行つこと。

2 回転円板処理装置による処理又はこれと類似の過程による処理によって生じた汚泥については、海洋へ処分することができる。ただし、その処分が行われる地域の環境に対して悪影響を及ぼすものであつてはならず、かつ、海洋におけるいづれの当該処分も、附属書IVに従つものとする。

第六条 廃棄物の保管

南極条約地域から除去され又はその他の方法で処分されるすべての廃棄物については、これらの廃棄物の環境への拡散を防ぐような方法で保管する。

第七条 持込禁止品

ボリ塩化ビフェニル(PCB)、減菌されていない土壤、ポリスチレン・ピーズ、ポリスチレン・チップ若しくはこれと類似の包装材料又は駆除剤(科学上、医学上又は衛生上の目的のために必要とされるものを除く)については、南極条約地域の陸地、氷棚又は水中に持ち込んではならない。

第八条 廃棄物の管理計画の立案

1 南極条約地域において活動を実施する各締約国は、これらの活動に關して、廃棄物を記録するための基礎とするため並びに科学的活動及びこれに関連する後方支援活動の環境に対する影響を評価することを目的とした研究に資するため、廃棄物の処分の分類制度を作成する。このため、発生した廃棄物は、次のとおり分類される。

(a) 汚水及び生活排水(グループ1)
(b) その他の液体状の廃棄物並びに燃料及び潤滑油を含む液体状の化学物質(グループ2)
(c) 可燃性の固形物(グループ3)
(d) その他の固形廃棄物(グループ4)
(e) 放射性物質(グループ5)

2 各締約国は、廃棄物が南極の環境に及ぼす影響を更に削減するため、自国の廃棄物の管理計画(廃棄物の削減、保管及び処分を含む)を作成し、毎年検討し及び状況に応じて改定する。この管理計画は、各固定地点、野営地一般及び各船舶(船舶に関する既存の管理計画を考慮するものとし、固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。)について、次の事項を明示する。

(a) 廃棄物の既存の処分場及び遠棄された作業場の浄化計画
(b) 廃棄物についての現行の及び計画されている管理措置(最終処分を含む。)
(c) 廃棄物及びその管理が環境に及ぼす影響を分析するための現行の及び計画されている措置

第十一条 管理の方法

各締約国は、

(a) 廃棄物の管理計画を作成し及び監視するための廃棄物の管理官を指名する。活動の場所においては、当該管理計画についての責任は、それぞれの場所における適当な者に委任する。

(b) 自国の探検隊の活動による南極の環境への影響を制限し及びこの附属書に定める要件を周知させるための研修を探検隊員が受けることを確保する。

第九条 廃棄物の管理計画の送付及び検討

1 前条の規定に従つて作成された廃棄物の管理計画、その実施に關する報告書及び同条3に規定する目標については、南極条約の第三条及び第七条の規定並びに同条第九条の規定に基づく関連する勧告に従い毎年の情報交換に含める。

2 各締約国は、委員会に対し、自国の廃棄物の管理計画の写し並びにその実施及び検討に関する報告書の写しを送付する。

3 委員会は、廃棄物の管理計画並びにその実施及び検討に関する報告書を検討することができるものとし、固定地点における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く。)について、次の事項を明示する。

4 締約国は、特に、利用可能な廃棄物低減技術、既存の施設の再使用、液体状の排出物に関する特別の要件並びに適當な処分及び排出の方針に関し、情報を交換し及び助言を行うことができる。

第十二条 緊急事態

1 この附属書は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保護に關する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第十三条 改正又は修正

この附屬書は、南極条約第九条の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。

当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。

ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行つ場合は、この限りでない。

その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

附屬書IV 海洋汚染の防止

第一条 定義

(a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶から

のすべての流出をいい、いかなる流失、処

第三条 油の排出

この附屬書の適用上、

(a) 「排出」とは、原因のいかんを問わず船舶から

のすべての流出をいい、いかなる流失、処

の漏出、吸排又は放出も含む。

(b) 「廃物」とは、船舶の通常の運航中に食事、

生活及び運航に関連して生ずるあらゆる種類

の廃棄物(生鮮魚及びその一部を除く。)をい

う。ただし、第三条及び第四条に規定する物

質を除く。

(c) 「MARPOL七三／七八」とは、千九百七

十八年の議定書及び他の改正で効力を有して

いるものによって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約を

いう。

(d) 「有害液体物質」とは、MARPOL七三／

七八附屬書IIに定義する有害液体物質をい

う。

(e) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、

精製油その他のあらゆる形態の石油(第四条の規定の適用を受ける石油化学物質を除く。)

をいう。

(f) 「油性混合物」とは、油を含有する混合物をい

う。

(g) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舟類をいい、水中翼船、エア

クッション船、潜水船、浮遊機器及び固定され又は浮いているプラットフォームを含む。

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第二条 適用

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第三条 適用

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第四条 有害液体物質の排出

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第五条 廃物の処分

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第六条 污水の排出

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

第七条 細胞の処理

この附屬書は、各締約国に対し、当該締約国を

旗国とする船舶及び当該締約国の南極活動に従事

し又はこれを支援するその他の船舶について、こ

れらの船舶が南極条約地域を運航している間、適用する。

きる限り離れて行う(最も近い陸地又は水棚から

の距離が十二海里以上でなければならない)。

ときに認めることができる。海洋への投入によ

る処分を認める場合には、粉砕され又は圧碎さ

れた食物ぐすは、二十五ミリメートルの網目を

有する網を通過することができるものでなければならぬ。

この条に規定する物質が処分又は排出の要件

を異にする他の物質と混在して排出又は処分さ

れる場合には、最も厳しい処分又は排出の要件

を適用する。

1及び2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の

流失。ただし、損傷の発生の前後に、流失を防

止するためすべての合理的な予防措置がとら

れていることを条件とする。

予防措置がとられていることを条件とする。

(b) 合成繊維製漁網の流失。ただし、流失を防

止するためすべての合理的な予防措置がとら

れていることを条件とする。

6 締約国は、適当な場合には、廃物記録簿の使

用を義務付ける。

1 南極活動に著しい支障を來す場合を除くほ

か、 第六条 污水の排出

1 南極活動に著しい支障を來す場合を除くほ

か、 第六条 污水の排出

(a) 各締約国は、陸地又は水棚から十二海里以

内に海洋において未処理の汚水(「汚水」と

は、MARPOL七三／七八附屬書IVに定義

するものをいう。)を排出してはならない。

(b) 陸地又は水棚から十二海里を超える距離の

場所において、貯留タンク内の汚水は、一度

に排出してはならないものとし、実行可能な

場合には、船舶が四ノット以上の速力で航行している間に適当な速度で排出しなければならない。

この1の規定は、最大搭載人員が十人を超えない船舶については、適用しない。

2 締約国は、適当な場合には、汚水記録簿の使用を義務付ける。

第七条 緊急事態

1 第二条から前条までの規定は、船舶及び乗船者の安全又は海上における人命の救助に関する緊急事態については、適用しない。

2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。

第八条 南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす影響

この附屬書の実施に当たり、南極の環境に依存し及び関連する生態系に及ぼす有害な影響を回避する必要性につき、南極条約地域の外においても妥当な考慮を払う。

第九条 船舶の保有能力及び受入施設

1 各締約国は、自國を旗国とするすべての船舶及び締約国の南極活動に従事し又はこれを支援するその他の船舶が、南極条約地域に入る前に、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な容量のタンクを備えること、廃物を南極条約地域を運航している間船内に保留するための十分な収容能力を有すること並びにこれらの油性残留物及び廃物を同地域を出た後に受入施設で排出するた

めの決めを締結することを確保することを約束する。これらの船舶は、更に、有害液体物質を船内に保留するための十分な収容能力を有するものとする。

2 各締約国は、自國の港から船舶が南極条約地域へ向けて出航する場合又は同地域から自國の港に到着する場合には、すべてのスラッジその他の油性残留物及びすべての汚れたバラスト、すべてのタンク洗浄水その他の油性混合物並に船舶からの廃物を受け入れるための十分な施設であって、航海に不当な遅延を生じさせず、かつ、これを利用する船舶の必要に応じたものができる限り速やかに設けられることを確保することを約束する。

3 南極条約地域に隣接する他の締約国の港から同地域へ向けて出航し又は同地域から当該他の締約国に港に到着する船舶を運航する締約国は、港湾の受入施設の設置が当該他の締約国に不公平な負担を生じさせないことを確保するため、当該他の締約国と協議する。

4 議定書第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続は、この条については、適用しない。

第十一条 防止措置並びに緊急事態に係る準備及び対応

1 締約国は、南極条約地域における海洋汚染の緊急事態又はその脅威に対し一層効果的に対応するため、議定書第十五条の規定に従い、同地域における海洋汚染への対応に関する緊急時計画を作成する。この緊急時計画には、同地域を運航する船舶(固定地點における又は船舶による活動の一部とみなされる小艇を除く)、特に油を貨物として輸送する船舶に関する計画及び沿岸施設に起因する海洋環境への油の漏出に関する計画を含める。このため、締約国は、(a) 当該緊急時計画の作成及び実施について協力する。

第十二条 主権免除

1 この附屬書は、軍艦、軍の支援船又は国が所用し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的役務のみを使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自國が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を

阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの附屬書に即して行動することを確保する。

2 1の規定の適用に当たり、各締約国は、南極の環境を保護することの重要性を考慮する。

3 各締約国は、他の締約国に対し、この条の規定の実施方法を通報する。

第十四条 MARPOL七三／七八との関係

MARPOL七三／七八の締約国である議定書の締約国に対しては、この附屬書のいかなる規定も、MARPOL七三／七八に基づき有する特定の権利を害し及びMARPOL七三／七八に基づき負う特定の義務を免れさせるものではない。

4 議定書第十八条から第二十条までに規定する緊急事態に係る準備及び対応

1 この附屬書は、南極条約第九条1の規定に従つてとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置が別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約議会議の終了の後一年で南極条約議会議により承認されたものとし、効力を生ずる。

2 その後、1の規定に従つて効力を生じたこの附屬書の改正又は修正は、南極条約議会議以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。

以上の通告を行つた場合は、この限りでない。

(b) 委員会及び国際海事機関その他の国際機関の助言を参考とする。

1 締約国は、更に、汚染に関する緊急事態について協力して対応するための手続を定めるものとし、当該手続に従い、適当な対応措置をとる。

第十二条 検討

締約国は、この附屬書の目的を達成するため、この附屬書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL七三／七八について採択される改正及び新たな規則を含む)を絶えず検討する。

第十三条 承認

この附屬書は、この附屬書の目的を達成するため、この附屬書の規定並びに南極の海洋環境の汚染を防止し、軽減し及びこれに対応するための他の措置(MARPOL七三／七八について採択される改正及び新たな規則を含む)を絶えず検討する。

千九百九十九年十月四日にマドリッドで作成した。

環境保護に関する南極条約議定書の附屬書

V

地区の保護及び管理

第一条 定義

この附屬書の適用上、

- (a) 「適当な当局」とは、締約国によりこの附屬書に基づく許可証を発給する権限を与えた者又は機関をいう。
- (b) 「許可証」とは、適当な当局によって発された書面による正式な許可をいう。
- (c) 「管理計画」とは、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動を管理し及ぼされる地区的特別の価値を保護するための計画をいう。

第二条 目的

- この附屬書の適用上、いかなる地域(海域を含む)も、南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。これらの地区における活動は、この附屬書に基づいて採択された管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されるものとする。

第三条 南極特別保護地区

- 1 いかる地域(海域を含む)も、環境上、科学上、歴史上、芸術上若しくは原生地域としての顯著な価値若しくはこれらの価値の組合せ又は実施中若しくは計画中の科学的調査を保護するため、南極特別保護地区として指定することができる。
- 2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする

2 締約国は、環境上の及び地理的な観点から系統的な検討を行った上で、次のものを特定し、南極特別保護地区に含めるよう努める。

- (a) 人間活動によって影響を受けた場所との将来の比較を可能にするような人為的干渉を受けていない地区
- (b) 主要な陸上(氷河及び陸水を含む)生態系及び海洋生態系の代表的な例
- (c) 種の重要な又は珍しい集合のある地区(在来鳥類又は在来哺乳類の主な繁殖地を含む)
- (d) 基準産地又はいずれかの種について唯一知られている生息地
- (e) 実施中又は計画中の科学的調査に特に関係のある地区
- (f) 地質学上、氷河学上又は地形学上の顯著な特性を有する場所の例
- (g) 芸術上及び原生地域としての顯著な価値を有する地区
- (h) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
- (i) 1に規定する価値を保護するために適当であるその他の地区

3 過去の南極条約議定国会議により特別保護地区及び特別科学的開拓地として指定された地区

- 4 南極特別保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第四条 南極特別管理地区

- 1 活動が行われているか又は将来行われる可能性のあるいかなる地域(海域を含む)も、活動を計画し及び調整することを補助し、生ずることのある紛争を回避し、締約国間の協力を一層推進させ又は環境への影響を最小にするため、南極特別管理地区として指定することができるとが、

2

南極特別管理地区には、次のものを含める

- (a) 活動が互いに干渉するおそれがあり又は累積的な環境への影響をもたらすおそれがある地区
- (b) 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物
- (c) 1の指定を提案された地区
- (d) 指定の期間

3

南極特別管理地区への立入りについては、許可証を必要としない。

- 4 南極特別管理地区が一又は二以上の南極特別保護地区を含む場合には、3の規定にかかるはず、当該保護地区への立入りは、第七条の規定に従って発給される許可証による場合を除くほか、禁止する。

第五条 管理計画

1 締約国委員会、南極研究科学委員会又は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会は、管理計画案を南極条約議定国会議に提出することにより、いずれかの地域を南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定する提案を行う

- 2 1の指定を提案された地区については、当該地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に関する特別の管理を必要とする
- 3 当該地区内若しくは当該地区的付近にある建築物(科学的基地及び研究又は避難のための施設を含む)の位置
- (iv) 当該地区内若しくは当該地区的付近にあるこの附屬書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区的位置又は当該地区内若しくは当該地区的付近にあるこの附屬書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区的位置又は当該地区内若しくは当該地区的付近にあるこの附屬書によって指定されたその他の南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区的位置

る価値を保護するために十分な大きさを有するものとする。

2 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。

- (a) 1の指定を提案された地区について特別の保護を必要とし又は当該地区における活動に

3 管理計画案には、適当な場合には、次のものを含める。

- (f) (b)に規定する目的を達成するため、1の指定を提案された地区内において活動が禁止され、制限され又は管理される区域の特定

1の指定を提案された地区的重要な特徴及びその周囲の特徴との関連において当該地区的境界を明らかに示す地図及び写真

(g) 真付けとなるる文書

(i) 南極特別保護地区としての指定が提案された地区については、次の事項に關し適当な当局によって許可証が発給されるための条件についての明確な記述

(i) (i) 当該地区への出入りの経路及び当該地区内又は当該地区的上空での移動

(ii) 当該地区内で実施されているか又は実施することができる活動(時期及び場所に関する制限を含む。)

(iii) 建造物の設置、改築又は除去

(iv) 野営地の位置

(v) 当該地区に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

(vi) 在來の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉

(vii) 許可証の所持者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去

(viii) 廃棄物の処分

(ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

(x) 当該地区への立入りに関し適当な当局に対して行われるべき報告事項

(xi) 南極特別管理地区としての指定が提案された地区については、次の事項に関する行動規

- (ii) 内又は当該地区の上空での移動

(iii) 当該地区内で実施されているか又は実施することのできる活動(時期及び場所に関する制限を含む。)

(iv) 建造物の設置、改築又は除去

(v) 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉

(vi) 立入りを行う者によって当該地区に持ち込まれた物以外の物の収集又は除去

(vii) 廃棄物の処分

(viii) 当該地区への立入りに関し適当な当局に對して行われるべき報告事項

(ix) 締約国が計画中の活動を実施する前に情報交換すべき事態に関する規定

し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合のは、この限りでない。

2 議定書の第四条及び第五条の規定を考慮し、いかなる海域も、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の事前の承認を得ることなく南極特別保護地区又は南極特別管理地区として指定することができる。

3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区の指定については、管理計画に別段の定めがない限り、無期限とする。管理計画については、少なくとも五年ごとに検討を行う。管理計画は、必要に応じて改定する。

4 管理計画は、1の規定に従って改正し又は废止することができる。

5 寄託政府は、管理計画の承認の後、すべての締約国に対し当該管理計画を速やかに送付する。寄託政府は、その時点で承認されているすべての管理計画の記録を保管する。

第七条 許可証

1 各締約国は、南極特別保護地区に立ち入り、かつ、当該保護地区内で活動を行うための許可証を当該保護地区に関する管理計画に定める要件に従い発給する適当な当局を指定する。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものとし、当該保護地区の範囲及び場所、認められた活動、発給日、発給場所、発給した者又は機関並びに管理計画によって課される他の条件を記載する。

2 過去の南極条約協議国会議で指定された管理計画を有しない特別保護地区については、適当な当局は、その他の場所では達成することができない旨の通告を行う場合

きず、かつ、当該保護地区の自然の生態系を害さないやむを得ない科学的目的のための活動について許可証を発給することができる。

3 各締約国は、許可証の所持者が南極特別保護地区にいる間、当該所持者が許可証の写しを携帯するよう義務付ける。

第八条 史跡及び歴史的記念物

1 歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であつて、南極特別保護地区若しくは南極特別管理地区に指定され又はこれらの地区内に所在するものについては、史跡及び歴史的記念物として一覧表に掲げる。

2 各締約国は、歴史上の価値を有すると認められている場所又は記念物であつて、南極特別保護地区又は南極特別管理地区に指定されず、かつ、これらの地区内に所在しないものを史跡又は歴史的記念物として一覧表に掲げるための提案を行うことができる。南極条約協議国は、南極条約第九条第一項の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、当該提案を承認することができる。当該措置に別段の定めがない限り、当該提案は、措置がとられる同会議の終了の後九十日で南極条約協議国により承認されたものとする。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。

3 過去の南極条約協議国会議で一覧表に掲げられた現存する史跡及び歴史的記念物については、この条に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に含める。

官報(号外)

<p>4 一覧表に掲げられる史跡及び歴史的記念物については、損傷し、除去し又は破壊してはならない。</p> <p>5 史跡及び歴史的記念物の一覧表については、2の規定に従って改正することができる。寄託政府は、最新の史跡及び歴史的記念物の一覧表を保管する。</p>	
<p>第九条 情報及び公表</p> <p>1 各締約国は、南極地域に立ち入り又は立ち入ろうとするすべての者がこの附属書の規定を理解し及び遵守することを確保するため、特に次の事項に関する情報を利用することができるようにする。</p> <p>(a) 南極特別保護地区及び南極特別管理地区的位置</p> <p>(b) (a)の地区的一覧表及び地図</p> <p>(c) (a)の地区的管理計画(それぞれの地区において禁止されている事項の一覧表を含む。)</p> <p>(d) 史跡及び歴史的記念物の位置並びに関連する禁止又は制限</p>	
<p>2 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間にこの附属書に基づき発給された許可証の数及び性質を通報する。</p> <p>3 南極特別保護地区又は南極特別管理地区における研究その他の活動を実施し若しくは認め又はこれらの活動について資金供与を行う各締約国は、これらの活動の記録を保管するものとし、自国の管轄の下にある者がこれらの地区内において前年に実施した活動の要約を南極条約に従って行われる毎年の情報交換の中で提供する。</p> <p>4 各締約国は、他の締約国及び委員会に対し、毎年十一月の末日までに、この附属書を実施するためとった措置(すべての査察及び南極特別保護地区又は南極特別管理地区の承認された管理計画に反する活動に關してとったすべての措置を含む。)を通報する。</p>	
<p>第十一条 情報の交換</p> <p>1 締約国は、次の事項のための措置をとる。</p> <p>(a) 記録(許可証の記録、南極特別保護地区へ</p>	
<p>1 この附属書により定められ、かつ、認められた制限は、人命の安全若しくは船舶、航空機若しくは重要な備品及び施設の安全又は環境の保</p> <p>2 緊急事態において実施された活動については、すべての締約国及び委員会に対し直ちに通報する。</p> <p>第十二条 改正又は修正</p> <p>1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従ってとられる措置により改正し又は修正することができる。当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認されたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 その後、1の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、南極条約協議国以外の締約国については、これを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に効力を生ずる。</p> <p>一、費用</p> <p>別に費用を要しない。</p> <p>アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p> <p>平成九年三月十八日</p> <p>右 国会に提出する。</p> <p>平成九年三月十一日</p> <p>内閣総理大臣 橋本龍太郎</p> <p>アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件 アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。</p>	

アジア=太平洋郵便連合憲章の追加議定書

シンガポールにおいて大会議として会合したアジア=太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にパンコックで作成されたアジア=太平洋郵便連合憲章第二十条の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第六条を次のように改める。

第六条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレインシア、メラネシア、ミクロネシア又はボリネシアに所在するものは、アジア=太平洋郵便連合の加盟となることができる。」の条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。

2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行う。この宣言は、当該宣

言を行つた國の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟を通告し、又は加盟の請求について加盟国に諮詢する。

3 連合への加盟は、中央事務局長が他の加盟国に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、一般規則第五章のいずれかの規定に従うことのできない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づく加盟の請求の文書は、加

盟を請求する國の政府が中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮詢する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた國は、その請求が加盟國の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮詢に對して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄權したものとみなされる。

第二条

憲章第七条を次のように改める。

第七条 連合からの脱退

1 加盟国は、自國の政府が中央事務局長に対して行つた連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、同事務局長は、この通告を他の加盟国に通報する。

2 連合からの脱退は、中央事務局長が脱退する國から1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第三条

憲章第十三条を次のように改める。

第十二条 アジア=太平洋郵便研修センター

1 全権委員による連合の文書への署名は、大

会議の終了の際にに行う。

2 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書は、署名国により、自國の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 いづれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准する。

4 いづれかの国がその署名した連合の文書を批准せしめ、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第六条

憲章第十七条を次のように改める。

第十五条 連合の文書

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 憲章の追加議定書及び一般規則の追加議定書は、連合の文書とする。

4 一般規則に不可分の一部として附属する最終議定書は、一般規則に対する留保を内容とする。

5 第五条

憲章第十六条を次のように改める。

6 第十六条 連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

7 憲章第十九条を次のように改める。

第十九条 議案の提出

1 加盟国郵政部は、連合の文書に関する議案を大会議に提出する権利を有する。

2 もつとも、一般規則第五章に関する議案は、大会議から大会議までの間ににおいても提出することができる。

3 憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 憲章の改正

1 憲章に関する議案で大会議で提出されたものは、採択されるためには、加盟国三分の一以上の議決で承認されなければならない。

2 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追

第十七条 連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書の批准書、受諾書又は承認書は、できる限り速やかに中央事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、これらの寄託を他の加盟国に通報する。

第七条

憲章第十八条を次のように改める。

第十八条 連合の文書への加入

1 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。

2 加入の正式の宣言は、中央事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を他の加盟国に通報する。

第八条

憲章第十九条を次のように改める。

第十九条 議案の提出

1 加盟国郵政部は、連合の文書に関する議案を大会議に提出する権利を有する。

2 もつとも、一般規則第五章に関する議案は、大会議から大会議までの間ににおいても提出することができる。

3 憲章第二十条を次のように改める。

第二十一条 憲章の改正

1 憲章に関する議案で大会議で提出されたものは、採択されるためには、加盟国三分の一以上の議決で承認されなければならない。

2 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追

定書に定める日に効力を生ずる。この改正

アジア・太平洋郵便連合一般規則

は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十一條に規定する手続に従つて取り扱う。

第十一条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 一般規則の改正

1 一般規則は、一般規則に関する議案の承認のための条件を定める。

2 大会議が採択する一般規則の改正は、一般規則の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七條に規定する手続に従つて取り扱う。

第十二条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、一千九百九十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。

一千九百九十五年九月十一日にシンガポールで作成した。

第一百四条 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実

施するために、たた措置を中央事務局に通報す

る。

招請状は、招請政府が発出することができる。出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。その他のオブザーバーについても、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合に参加するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

2 各加盟国は、大会議において、その政府が正當に委任した一人又は二人以上の代表によつて代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自國を代表するよう措置をとることができる。ただし、一の代表団は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自國のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

3 各加盟国は、一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合は、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状にて翻訳が作成されるよう手配することができる。

6 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日については、執行理事会が、開催を発議した加盟国との同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第一百六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。

会合には、加盟国の過半数が出席していなければならぬ。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国の中から一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。大会議開催国は、通常の場合には当然に議長国となるものとし、希望する場合には議長国となる権利を放棄することができる。

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合については、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催される。

5 執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の中から三分の一の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。

7 執行理事会の運営費については、同理事会の議長及びオーバーバーに発出する。招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発送することができる。

7 執行理事会の運営費については、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8

加盟国は、執行理事会の会合に資格のある郵政職員を代表として出席させる。

9

執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(A)

大会議の決議によって課される任務を遂行すること。

(B)

加盟国間の国際郵便業務の運営に必要な細目について規定する国際郵便業務規則を定めること。

(C)

郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(D) 中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。

(E) 大会議から大会議までの間ににおいて、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査及び承認すること。

(F) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び必要があるときはこれらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(G)

技術協力のような事項につき、加盟国の中から三分の一の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決めを締結すること及び中央事務局長に対し、当該取決めを実施するための権限を付与すること。

(H)

第百五十二条の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。

(I) 管理上の問題であって、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決する。理事国の職務は、無報酬とする。

10

執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11

執行理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。

12

中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行ふ。

13

執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14

執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。

15

執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還については、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条

中央事務局

1 中央事務局は、中央事務局長及び連合が必要とする他の職員で構成される。

2

1

中央事務局は、連合の会議に出席し、投票

2

中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行ふ。

3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行ふ。

4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長を選出する。同事務局長の任期については、これ

を決定した場合には当該提出金の額を示すことを決定した場合には当該提出金の額を示すこと。

4

特定の年につき、連合の予算にアジア・太平洋郵便研修センターへの提出金を計上すること。

5

中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計については、所在国の

6

権限のある当局が監査する。

7

第百八条 中央事務局の組織及び職員

1 中央事務局の管理は、中央事務局長に委託さ

れる。同事務局長は、必要があるときは、郵便

業務に少なくとも五年間従事しかつ英語のほか

にフランス語又はアジアのいづれかの言語につ

き職務を遂行するに足りる知識を有する適格な

職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっ

ては、いづれの加盟国が代表されるかについて

考慮する。同事務局長は、執行理事会の確認を

得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者

のうちから当該職員を任命する。ただし、当該

職員は、専門分野における同事務局の必要を満

たす者であることを条件とする。

2

中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につ

き、同事務局を法的に代表する。

3

中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業

務に関する国際会議において連合を代表する。

程の作成その他の準備を行う。

2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域あり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合

の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。

3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。

当該報告書については、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認については、通信によつて行う。当該報告書を承認するかしないか

5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする。)を保有する。

第六十条 中央事務局の刊行物

1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びイスラムのベルヌにある万国郵便連合事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行つた郵政庁が実費を支払う。

2 中央事務局は、加盟国が検討することができるよう、第百五十五条の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第一百十一条 アジア＝太平洋郵便研修センター運営理事会

責任は、運営理事会に委託される。同理事会は、少なくとも年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。

2 運営理事会は、大会議に対する白書の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。

(A) アジア＝太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。

(B) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。

(C) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。

(D) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。

(E) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。

(F) 運営理事会は、アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆国ドル以上

る。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代

理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。

3 「参加国」とは、アジア＝太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自國の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。

4 参加国は、自國の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。

5 参加国で参加国以外のものは、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

7 運営理事会の会合については、同理事会の議長が招集する。

8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合には、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。

9 運営理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によつて行うことができる。

10 アジア＝太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に關し、大会議に報告書を提出する。当該報告書には、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むべきである。

12 アジア＝太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国若しくは機関又は連合の任意拠出により賄われる。

13 負担金及び任意拠出金については、これらに係る年の一月三十一日までにアジア＝太平洋郵便研修センターに支払う。

14 資金の不足を補うため予備基金を設けるものとし、その額については、運営理事会が定める。予備基金については、主として予算の剩余金により維持するものとし、予算の收支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

15 一時的な資金不足に関しては、アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超えてはならない。

16 アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国によって資金が立て替えられる場合には、15の関

係国の郵政庁は、15の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

17 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間におけるアジア・太平洋郵便研修センターの田舎な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。

第二章 議案の提出及び審議の手続

第一百十二条 大会議への議案の提出

1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。ただし、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案であつても、大会議の裁量により、審議することができる。

2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第一百十三条 留保

1 この一般規則の第五章の規定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの一般規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国過半数による議決で承認されなければならない。

4 留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回については、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

第一百十四条 大会議から大会議までの間において提出されたこの一般規則を改正するための議案

1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したこの一般規則の第五章及び最終議定書の規定を改正するための議案については、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、一箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、

回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 この一般規則の第五章及び最終議定書の規定の改正は、加盟国政府に対する中央事務局長の通告によって確定する。

第一百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通報すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通報する。

2 これらの議案については、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

加盟国は、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含める。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。

その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年予算額の限度内で任務を遂行する。

2 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4 中央事務局の支出については、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行う。

5 1に定める限度額については、職員の採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国が過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自國の分担金を前払する。分担金については、遅くと

は、その全期間について連合の経費を分担する。

第一百十七条 連合の予算及び計算書

1 連合の支出は、年額十一万合衆国ドルを超える。

2 中央事務局は、遅くとも各曆年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含める。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。

3 その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年予算額の限度内で任務を遂行する。

4 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

5 1に定める限度額については、職員の採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国が過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自國の分担金を前払する。分担金については、遅くと

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案

中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿 内閣委員長 鎌田 要人

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に、九十八億五千百万円が計上されている。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年三月七日

参議院議長 斎藤 十朗殿 衆議院議長 伊藤宗一郎

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号表中「五、五五五、〇〇〇円」を「五、六〇一、〇〇〇円」に、「四、六一九、〇〇〇円」を「四、六六八、〇〇〇円」に、「三、八一」、「〇〇〇円」を「四、八四四、〇〇〇円」に、「三、〇一六、〇〇〇円」を「三、〇四一、〇〇〇円」に、「四、四四四、〇〇〇円」を「四、四六六、四〇〇円」に、「一、四六六、七〇〇円」に、「一、三五八、一〇〇円」を「一、四二六、九〇〇円」に、「一、三七八、八〇〇円」を「一、三九〇、五〇〇円」に、「一、三四六、七〇〇円」を「一、三五八、一〇〇円」に、「一、三一四、八〇〇円」を「一、三三一〇〇円」に、「一、三七四、三〇〇円」に、「一、七六〇、〇〇〇円」を「一、七五九、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、九一〇、〇〇〇円」を「五、九六〇、〇〇〇円」に、「四、九〇一、〇〇〇円」を「四、九四三、〇〇〇円」に、「四、一〇五、〇〇〇円」を「四、一四一、〇〇〇円」に、「三、四五五、〇〇〇円」を「三、四六四、〇〇〇円」に、「三、四七一、〇〇〇円」を「三、四八四、〇〇〇円」に、「三、四九五、〇〇〇円」を「三、五〇四、〇〇〇円」に、「三、五二九、〇〇〇円」を「三、五三九、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、一一六、六〇〇円」を「五、一六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇〇〇円」を「四、八二〇、〇〇〇円」に、「四、六一八、四〇〇円」を「四、六五七、七〇〇円」に、「四、四五九、四〇〇円」を「四、四五七、七〇〇円」に、「三、一四六、三〇〇円」を「三、一七三、三〇〇円」に、「一、七一八、五〇〇円」に、「一、五六九、一〇〇円」を「一、五九一、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、一二六、六〇〇円」を「五、一六〇、九〇〇円」に、「四、八一九、〇〇〇円」を「四、八二〇、〇〇〇円」に、「四、六一八、四〇〇円」を「四、六五七、七〇〇円」に、「四、四五九、四〇〇円」を「四、四五七、七〇〇円」に、「三、一四六、三〇〇円」を「三、一七三、三〇〇円」に、「一、七一八、五〇〇円」に、「一、五六九、一〇〇円」を「一、五九一、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一十七条ただし書中「百七十六万円」を「百七十七万五千円」に、「百三十六万九千円」を「百三十八万五千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。
附則別表第一(附則第十三条関係)

階 級	仮 定 備 給 年 額
大将	七、七九一、〇〇〇円
中将	六、九九七、八〇〇円
少将	五、五二一、五〇〇円
大佐	四、八六〇、〇〇〇円
中佐	四、四九七、三〇〇円

官 報 (号外)

少佐	一一、六五七、〇〇〇円	一、八九三、二〇〇円	一、六六七、二〇〇円
大尉	一一、〇一五、八〇〇円	一、五六五、七〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
中尉	一一、四六六、八〇〇円	一、四七八、九〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
少尉	一一、一一五、四〇〇円	一、八九三、二〇〇円	一、一七四、三〇〇円
准士官		一、四二六、九〇〇円	
曹長又は上等兵曹		一、五六五、七〇〇円	一、一二一、七〇〇円
軍長又は二等兵曹		一、四七八、九〇〇円	
伍長又は二等兵曹		一、四二六、九〇〇円	
兵		一、三一六、〇〇〇円	
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。			
附則別表第四中「一、七九八、〇〇〇円」を「一、八一三、〇〇〇円」に改める。			
附則別表第五中「一、六三六、〇〇〇円」を「一、六五〇、〇〇〇円」に、「一、三一三、〇〇〇円」を「一、三一四、〇〇〇円」に、「一、〇五六、〇〇〇円」を「一、〇六五、〇〇〇円」に、「九三三、〇〇〇円」を「九四一、〇〇〇円」に改める。			
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。			
附則別表第六(附則第十三条関係)			
仮 定 債 納 年 額	金	金	金
七、七九二、〇〇〇円	八、一七九、四〇〇円	七、二九六、一〇〇円	一、八九三、二〇〇円
六、九九七、八〇〇円	七、二九六、一〇〇円	六、一七四、二〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
五、五一、五〇〇円	六、一七四、二〇〇円	五、三八七、一〇〇円	一、四二六、九〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	五、〇六一、二〇〇円	四、〇三九、七〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	四、〇三九、七〇〇円	三、三三〇、一〇〇円	一、二二五、四〇〇円
二、四六六、八〇〇円	三、三三〇、一〇〇円	二、三三〇、一〇〇円	一、一七四、二〇〇円
一、四七八、九〇〇円	一、一七四、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円
一、八九三、一〇〇円	一、八九三、一〇〇円	一、八九三、一〇〇円	一、八九三、一〇〇円
一、三一六、〇〇〇円	一、三一六、〇〇〇円	一、三一六、〇〇〇円	一、三一六、〇〇〇円
一、二二五、四〇〇円	一、二二五、四〇〇円	一、二二五、四〇〇円	一、二二五、四〇〇円
一、一七四、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円
一、八九三、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 債 納 年 額	金	金	金
七、七九二、〇〇〇円	七、四二五、四〇〇円	七、〇一五、八〇〇円	三、三三〇、一〇〇円
六、九九七、八〇〇円	六、六五八、七〇〇円	六、一七四、九〇〇円	二、三三〇、一〇〇円
五、五一、五〇〇円	五、二六〇、九〇〇円	五、〇六一、二〇〇円	一、一七四、二〇〇円
四、八六〇、〇〇〇円	四、四九七、三〇〇円	四、二二五、四〇〇円	一、一七四、二〇〇円
三、六五七、〇〇〇円	三、三六〇、二〇〇円	三、三三〇、一〇〇円	一、一七四、二〇〇円
二、〇一五、八〇〇円	二、七二八、五〇〇円	二、四七八、九〇〇円	一、一七四、二〇〇円
一、四六六、八〇〇円	一、一四五、〇〇〇円	一、四六六、九〇〇円	一、一七四、二〇〇円
一、一一五、四〇〇円	一、八九三、二〇〇円	一、三一六、〇〇〇円	一、三一六、〇〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
三〇五、八〇〇円	三、三二一、五〇〇円
一、四六六、八〇〇円	一、五九一、〇〇〇円
一、一一五、四〇〇円	一、三四四、三〇〇円
一、八九三、二〇〇円	一、一一五、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
三〇五、八〇〇円	三、六五七、〇〇〇円
一、四六六、八〇〇円	一、八七六、一〇〇円
一、一一五、四〇〇円	一、五九一、〇〇〇円
一、八九三、二〇〇円	一、三四四、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「百三十六万九千円」を「百三十八万五千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成八年四月分」を「平成九年四月分」に改め、同項の表中「一、〇九〇円」を「一、一〇八、八〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、一〇八、八〇〇円」に、「八一四、六〇〇円」を「八三一、六〇〇円」に、

「平成九年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項の表中「四、二三五、〇〇〇円」を「四、二七一、〇〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、五六一、三〇〇円」に、「二、九一九、三〇〇円」を「二、九四四、

一〇〇円」に、「二、三一四、〇〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、八九七、九〇〇円」に、「一、五二五、〇〇〇円」を「一、五三八、〇〇〇円」に、「一、三八六、三〇〇円」を「一、三九八、一〇〇円」に、「一、一五一、八〇〇円」を「一、一七一、五〇〇円」に、「一、〇一四、五〇〇円」を「一、〇一三、一〇〇円」に、「八一九、八〇〇円」を「八一六、八〇〇円」に、「七二一、一〇〇円」を「七二七、二〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万三千六百円」を「二十六万三千九百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万六百円」を「十五万八百円」に改め、同条第一項中「十三万一千六百円」を「十三万一千八百円」に改める。

附則第十五条第一項中「三十八万四千四百円」を「三十八万七千七百円」に、「二十八万八千三百円」を「二十九万八百円」に改め、同条第四項中「八万五千五百十円」を「八万六千五百十円」に改める。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。)については、平成九年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成九年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項症の増加恩給については、平成九年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百

(号)外

百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成九年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成九年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改定する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改定する法律(昭和五十年法律第五十一号)。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成九年四月分以後、その加算の年額を、それぞれ改定後のこれららの規定に規定する年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成九年四月分以後、その年額を、改定後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧進軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以後、これらの年額を、改定後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十二条第一

項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法

律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の三の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第五項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の四の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第六項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の五の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第七項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の六の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第八項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の七の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第九項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の八の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第十項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の九の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第十一項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の十の下欄に掲げる金

額、法律第百五十五号附則第十三条第十二項に規

定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改定後の法律第百

五十五号附則別表第六の十一の下欄に掲げる金

附則別表(附則第一条関係)
恩給年額の計算の基礎となっている俸
給年額

恩給年額の計算の基礎となっている俸 給年額	仮定俸 給年額
一、一一三、一一〇〇円	一、一二三、七〇〇円
一、一六一、六〇〇円	一、一七一、五〇〇円
一、一一三、三〇〇円	一、一二三、六〇〇円
一、一六三、六〇〇円	一、一七四、三〇〇円
一、三一四、八〇〇円	一、三三六、〇〇〇円
一、三四六、七〇〇円	一、三五八、一〇〇円
一、三七八、八〇〇円	一、三九〇、五〇〇円
一、四一四、九〇〇円	一、四一六、九〇〇円
一、四六六、四〇〇円	一、四七八、九〇〇円
一、五一、〇〇〇円	一、五三、八〇〇円
一、五五、五〇〇円	一、五六五、七〇〇円
一、六〇一、七〇〇円	一、六一六、三〇〇円
一、六五三、二〇〇円	一、六六七、三〇〇円
一、七〇八、二〇〇円	一、七一三、七〇〇円
一、七六三、九〇〇円	一、七七八、九〇〇円
一、八三三、三〇〇円	一、八四八、九〇〇円
一、八七七、二〇〇円	一、八九三、二〇〇円
一、九三三、六〇〇円	一、九五〇、〇〇〇円
一、九八八、六〇〇円	一、〇〇五、五〇〇円
一、〇九七、六〇〇円	一、一一五、四〇〇円
一、二六、九〇〇円	一、一四五、〇〇〇円
一、一一一、〇〇〇円	一、一二九、八〇〇円
一、三二一、六〇〇円	一、三四一、三〇〇円
一、四六六、〇〇〇円	一、四六六、八〇〇円
一、五〇九、一〇〇円	一、五三〇、五〇〇円

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一) 恩給法等の一部を改正する法律案 男女共同参画審議会設置法案

四二一

一、五六九、二〇〇円	一、五九一、〇〇円	六、六〇一、六〇〇円	六、六五八、七〇〇円
一、六五四、九〇〇円	一、六七七、五〇〇円	六、七一四、〇〇〇円	六、七八一、二〇〇円
一、七〇五、五〇〇円	一、七二八、五〇〇円	六、九三八、八〇〇円	六、九九七、八〇〇円
一、八五一、九〇〇円	一、八七六、一〇〇円	七、一五五、九〇〇円	七、二二六、七〇〇円
一、九一四、五〇〇円	一、九四九、四〇〇円	七、一九六、三〇〇円	七、二五七、五〇〇円
三、〇〇〇、三〇〇円	三、〇一五、八〇〇円	七、一三四、六〇〇円	七、二九六、一〇〇円
三、一四六、三〇〇円	三、一七三、〇〇〇円	三、三六〇、二〇〇円	七、三三四、七〇〇円
三、二九三、五〇〇円	三、三十一、五〇〇円	七、三六二、八〇〇円	七、四一五、四〇〇円
三、三三一、九〇〇円	三、三六〇、二〇〇円	七、五四四、七〇〇円	七、六〇八、八〇〇円
三、四五三、五〇〇円	三、四八一、九〇〇円	七、七二六、三〇〇円	七、七九一、〇〇〇円
三、六一六、一〇〇円	三、六五七、〇〇〇円	七、八一六、二〇〇円	七、八八二、六〇〇円
三、七九七、一〇〇円	三、八一九、四〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
三、九　一、七〇〇円	三、九三五、九〇〇円	七、九八一、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、〇〇五、七〇〇円	四、〇三九、七〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、一二四、七〇〇円	四、一五〇、五〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、四一九、一〇〇円	四、四五六、八〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、四五九、四〇〇円	四、四九七、三〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、六一八、四〇〇円	四、六五七、七〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
四、八一九、〇〇〇円	四、八六〇、〇〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、〇一八、五〇〇円	五、〇六一、一〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、二一六、六〇〇円	五、二六〇、九〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、三四一、七〇〇円	五、三八七、一〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、四七五、〇〇〇円	五、五一、五〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、七三一、八〇〇円	五、七八〇、五〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
五、九九一、四〇〇円	六、〇四一、三〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
六、一二二、一〇〇円	六、一七四、二〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
六、二四六、三〇〇円	六、二九九、四〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円
六、四九一、七〇〇円	六、五四七、九〇〇円	七、九〇八、三〇〇円	七、九七五、五〇〇円

審査報告書

男女共同参画審議会設置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

内閣委員長 鎌田 要人
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

男女共同参画社会の形成に関する基本的か

つ総合的な政策及び重要事項を調査審議するための機関として、総理府に、男女共同参画審議会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、男

女共同参画社会の形成の促進に資するため、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、男

男女共同参画審議会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

男女共同参画審議会設置法案

(目的及び設置)

第一条 男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。(以下同じ)の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する。

第三条 審議会は、前項の諮問に關連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。
第八条の見出しを「港湾調整審議会」に改め、同条第一項を次のように改める。
本府に、港湾調整審議会を置く。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

第八条中第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第一項に掲げる審議会」及び「これらの審議会」を「港湾調整審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

し、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「第一項に掲げる審議会」及び「これらの審議会」を「港湾調整審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

関税足率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
大蔵委員長 松浦 孝治

(要領書)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、石油製品、粗糖等の関税率の引下げ等を行うとともに、石油アスファルト等に係る関税の還付制度の新設並びに平成九年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の還付制度及び暫定関税率の延長等を図るため関税率法及び関税暫定措置法について、税関手続の簡素化及び過少申告加算税等の導入のため関税法について、それぞれ所要の改正を行うものであり、おむね妥当な措置と認める。

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「港湾調整審議会」に改め、同条第一項を次のように改める。

本府に、港湾調整審議会を置く。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

関税率の改正に當たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

関税の執行に当たっては、過少申告加算税等の導入を踏まえ、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

著しい国際化の進展等による貿易量及び出入税者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、鉄砲を始め、麻薬・覚せい剤・知的財産権侵害物等の強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることから、税関業務の一層の効率化のため、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、中長期的展望に基づく税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

(右決議する)

関税率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成九年三月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

関税率の改正に當たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

関税の執行に当たっては、過少申告加算税等の導入を踏まえ、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

著しい国際化の進展等による貿易量及び出入税者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、鉄砲を始め、麻薬・覚せい剤・知的財産権侵害物等の強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることから、税関業務の一層の効率化のため、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、中長期的展望に基づく税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

(右決議する)

関税率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成九年三月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、

三　過少申告加算税及び無申告加算税
第九条の三第一項中「第八条第三項ただし書」
を「第八条第四項ただし書」に改める。
第十一条第一項中「関税の納付」を「関税等の納
付」に改める。

第十二条の前に次の節名を付する

第四節の二

第十一條第一項中「法定納期限までに開税」の下に「附帯税を除く。以下この条において同じ。」を加え、同条第七項中「課された」を「課される」に、「受けた」を「受ける」に改め、同条の次に次の二条を加える。

余の二
第七

る申告(以下「当初申告」という)があつた場合において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課す。る。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額)がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は

更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正當な理由があると認められる場合に、前二項に規定する納付すべき税額からその正當な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めることにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る關稅についての調査があつたことにより当該關稅について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

5 前条第三項及び第四項(延滞税)の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第二項中「關稅額」とあるのは、「税額」と、「第一項」とあるのは次条第一項及び第二項と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

6 第二項に規定する累積差額税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその關稅についての修正申告第四項の規定の適用を受けるものを除く。(又は更正に基づき第九条第一項又は第二項(申告納稅方式による關稅の納付)の規定により納付すべき税額の合計額(当該関稅について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判断による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。

(無申告加算税)

第七条の四第一項(決定)の規定による決定がされた場合

二
第七条の二

2
られた後に更正がされた場合

の三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。
第十三条第一項第一号中「の前条第七項」を「(過少申告加算税)にあつては、その納付の起因となつた関税の第十一条第七項」に改める。

限)に規定する法定納期限(第九条の二第一項又は第一項(納期の延長)の規定により開港を納

付すべき期限が延長された場合にあつては、当該関税に係る貨物の輸入の許可の日とし、第十七

十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)

取り)又は第七十七条第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の重

認を受けて引き取られ、又は受け取られた貨物は、当該承認の日と

し、関税定率法第七条第三項(相殺関税の遡及)

課税)若しくは第八条第一項(不当麻薬関税の課及課税)の規定により関税を課する場合又は同

条第十六項（新規供給者の不当廉元関税）の規定により変更され、若しくは継続される同条第二

項(不当廉売関税)の規定により関税を課する場合、当該関税は課する場合

合においては、当該賃料を課すことができる」ととなつた日とする。第三項及び次条第一項

において「法定納期限等」という。)を「法定納期
限等」に改め、同項に次の二号を加える。

卷之三

四 第六条の二第一項第一号へに掲げる無申告加算税に係る賦課決定
第十四条に次の二項を加える。
告加算税に係る賦課決定
第十四条に次の二項を加える。
この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税過少申告加算税又は無申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税(課税される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日とする。
一 第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該承認の日
二 第七十七条第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日
三 関税定率法第七条第三項(相殺関税の適用及課税)若しくは第八条第二項(不当廉売関税の適用及課税)の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により課する関税 当該関税を課することができることとなつた日
四 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日

(5) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三一日までに輸入されるもの

量は高税率より従量課税率に一そりット率が%
従量課税率

(6) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三一日までに輸入されるもの

無税

別表第一第二七・〇九項を次のように改める。

二七・〇九
二七〇九・〇〇

石油及び壓青油(原油に限る。)

(1) 平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの

別表第一の三第一七・〇一項及び第一七・〇二項を次のように改める。

一七・〇一
一七〇一・九九

甘じや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖(固体のものに限る。)

その他のもの

香料又は着色料を加えたもの

その他のもの

一 水砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの

その他の糖類(化學的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、人糖(香料又は着色料を加えてないものに限る。)、水砂糖(天然はちみつを混合してあるかなるいかない)及びカラメル

その他のもの(転化糖を含む。)

一キログラムにつき六一円九一銭
一キログラムにつき六一円九一銭

一キログラムにつき六〇円三三銭
一キログラムにつき六〇円三三銭

一キログラムにつき五五円一四銭
一キログラムにつき五五円一四銭

一キログラムにつき五三円六五銭
一キログラムにつき五三円六五銭

一キログラムにつき五円七銭
一キログラムにつき五円七銭

一キログラムにつき五〇円四八銭
一キログラムにつき五〇円四八銭

二四・一%

二三・三%

三〇・九%

三〇%

一九・二%

二八・三%

一 砂糖水のうち
二 砂糖水のうち

分みつ糖のもの

従量課税率(その従量課税率)
従量課税率(その従量課税率)
従量課税率(その従量課税率)
従量課税率(その従量課税率)

(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
に輸入されるもの 平成一〇年四月一日から平成一四年三月三一日まで
別表第一第二七・〇九項を前る。

(ii) その他のもの
別表第一第二七・〇九項を前る。

別表第一第二七・〇九項を前る。
別表第一第二七・〇九項を前る。
別表第一第二七・〇九項を前る。
別表第一第二七・〇九項を前る。

官報(号外)

別表第一の三第二二・〇六項を次のように改める。

二二・〇六
二二〇六・九〇

(一) その他のもの

○調製食料品(他の項に該当するものを除く。)

○%を超える調製食料品

○%を含むのいすれかの含有量が全重量の三

重

量

の

三

〇

%

を

超

え

る

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

の

二

「たる者(以下「販売業者」という。又は同条第一号)」を「販売業者又は第「十一条の四第一号」に改め、「販売する者」の下に「(以下「販売業者等」という。)」を加え、同項ただし書中「第「十四条の三」」を「第「十四条の二」第一項」に改め、同条第二項中「販売業者又は前条第一号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という。)」を「販売する者(以下「販売業者等」という。)」に改め、「若しくは」に改める。

第二「十四条の二」に次の二項を加える。

2 第十条の二の規定は、特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)に準用する。

第三「十四条の三」第一項中「特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。)」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 次の各号の一に該当する者は、十
万円以下の過料に処する。

一 第十条の二第二項(第二十四条の二第一
項において準用する場合を含む。)又は第十一
十条の四の二第二項の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十九条の七の規定に違反して高圧ガ
ス保安協会という名称を用了いた者

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律の一部改正)

第四条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適
正化に関する法律(昭和四十一年法律第百四十
九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項本文中「について相続又は」を
「がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油
ガス販売事業者について相続若しくは」に改
め、「あつたときは」の下に「その事業の全部を
譲り受けた者又は」を加え、「又は」を
「に」に改め、同項ただし書中「当該」の下に「事業
の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を
「若しくは」に改める。

第二項の次に次の二項を加える。

第二項 第一種液化石油ガス器具等製造事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種液化石油ガス器具等製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その第二種液化石油ガス器具等製造事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 前項の規定により第二種液化石油ガス器具等製造事業者の地位を承継した者は、運営なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第八十条の三第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条並びに前条第一項及び第三項」に改める。

第一百四条第一号中「第四十九条(第八十条の二第一項)を「第四十九条(第八十条の二第四項)に、「又は第五十一条(第八十条の二第二項)を「第五十一条(第八十条の二第四項)に、「の規定」を又は第八十条の二第三項(第八十条の三第二項において準用する場合を含む)の規定」に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第五条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「について、相続又は」を「が当該許可に係る事業の全部を譲り渡し、又は許可事業者について相続若しくは」に、「相続又は」を「その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは」に改める。

第三条の見出しを「(事業の届出等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二条の七の規定は、第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)に準用する。

第三条の二第一項中「前条第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)」を「届出事業者」に改める。

第二十四条第一号中「第一条の七第二項の下に〔第三条第三項において準用する場合を除む。〕」を加える。

(武器等製造法の一部改正)

第六条 武器等製造法(昭和十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について、相続又は」を「がその事業の全部を譲り渡し、又は武器製造事業者について相続若しくは」に改め、「あつたときは、」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第七条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項本文中「について相続又は」を「がその事業の全部を譲り渡し、又は砂利採取業者について相続若しくは」に改め、「あつたときは、」の下に「その事業の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項ただし書中「当該」の下に「事業の全部を譲り受けた者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第八条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

前に事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(武器等製造法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の武器等製造法第七条(同法第二十一条において準用する場合を含む。)の規定は、第六条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(砂利採取法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の砂利採取法第八条の規定は、第七条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定の施行前にエネルギー管理者の選任、死^亡又は解任があつた場合における届出については、なお従前の例による。(採石法の一部改正に伴う経過措置)

(第十三条 第九条の規定による改正後の採石法第三十二条の規定による改正後の採石法第三十二条の六の規定は、第九条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者については、適用しない。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第十条の規定による改正後の揮発油等による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部

の品質の確保等に関する法律第七条の規定は、

定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同法第四項に規定する認定電気工事從事者について同法第八条に規定する電気工事の業務の開始、届け出た事項については、なお従前の例による。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第十五条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二十一第一項及び第二項において準用する液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三項の規定は、第五十五条の規定の施行前に相続又は合併があった場合における相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

(熱供給事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第十二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱供給事業法第二十二条第一項の規定による検査の申請がされた導管の検査については、なお従前の例による。

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十三条の規定による改正後の電気用品取締法第二十六条の二第一項及び第三項並びに第二十六条の三第二項及び第三項の規定は、

第十三条の規定の施行前に事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併があつた場合におけるその法人については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう改定する。

第三十条第一項第一号中「輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和一十三年法律第二百三十三号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十二条第一項第一号中「輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和一十三年法律第二百三十三号)」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十五條 第十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気工事士法第一条第四項に規定する法律の一部改正に伴う経過措置)

(第十九條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改定する。

第十二条の規定の施行前に事業の全部の譲渡しがあつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者に対する主任技術者免状の交付については、適用しない。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第十二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気事業法第四十四条第一項第二号の規定により主任技術者免状の交付の申請をした者に対する主任技術者免状の交付については、適用しない。

(地価税法の一部改正)

第十二条 地価税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改定する。

附則第十五条第七項第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十条の四の二第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

別表第一第二号二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改定する。

第三十条第一項第一号中「輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和一十三年法律第二百三十三号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三十二条第一項第一号中「輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)」を「食品衛生法(昭和一十三年法律第二百三十三号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条中第十九号を削り、第十八号の二を第十九号とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律五百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十一号を次のように改める。

九十一 削除

第四条第九十二号中「飲食料品」の下に「酒類」を除く。以下同じ。」を加える。

第五条第十三号を次のように改める。

十三 削除

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第五条第一項第十三号を次のように改める。
(運輸省設置法の一部改正)

第二十六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第一項第四号を次のように改める。

二 削除

審査報告書

工業標準化法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十九日

商工委員長 木宮 和彦

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の工業標準に関する国際的動向等を考慮しつつ、日本工業規格制度の運用において民間機関の活用を図るため、主務大臣の指定を受けた認定機関が日本工業規格表示制度に係る認定を行うための措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算に鉱工業技術振興費の工業標準化調査等委託費として五千万元が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

一 日本工業規格及び指定品目について、各規格の有用性についての検討を踏まえて、積極的な見直しを図るとともに、新たな規格の策定について、消費者ニーズや高齢化社会に適切に対応できるよう取り組むこと。

二 認定機関、検査機関、試験事業者制度については、公正か公正な観点から指定等を行い、

透明かつ競争的な認証制度の整備を図ることともに、それらについては消費者保護、中小企業対策に資するようその充実に努めること。

なお、認定機関等の運営については法律上の提携権限の範囲を超えた介入を行わないこと。案が一層活発化するよう、技術開発への支援等とともに、国際規格に対する我が國からの提携が国産業界の取り組みを推進すること。

四 鉱工業に関する技術上の基準及び仕様の統一を図るため、関係省庁間の連携を強化すること。

また、強制規格についても日本工業規格が積極的に利用されるよう努めるとともに、各種技術上の基準等と日本工業規格との整合化を図る等検査手続の簡素化、合理化に努めること。

五 工業標準制度に対する国民の認識と理解が一層深まるよう展示、PR等の情報提供に努めること。

六 承認認定機関(第三十九条・第四十条)

第七章 指定検査機関(第四十一条・第五十二条)

第八章 承認検査機関(第五十三条・第五十四条)

第九章 指定商品以外の鉱工業品(第五十五条)

第十章 雜則(第六十七条・第六十九条)

第十一章 罰則(第七十条・第七十六条)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業標準調査会

第二条の前の見出しを削る。

第十条の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業規格の制定

第二十二条第二項中「調査会の意見を徴し」を削り、「附議」を「付議」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次 第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日本工業標準調査会(第三条・第十条)

第三章 日本工業規格の制定(第十一条・第十一章)

第四章 指定商品に係る表示等(第十九条・第八条)

第五章 指定認定機関(第二十六条・第三十八条)

第六章 承認認定機関(第三十九条・第四十条)

第七章 指定検査機関(第四十一条・第五十二条)

第八章 承認検査機関(第五十三条・第五十四条)

第九章 指定商品以外の鉱工業品(第五十五条)

第十章 雜則(第六十七条・第六十九条)

第十一章 罰則(第七十条・第七十六条)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業標準調査会

第二条の前の見出しを削る。

第十条の次に次の章名を付する。

第三章 日本工業規格の制定

第二十二条第二項中「調査会の意見を徴し」を削り、「附議」を「付議」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法(昭和二十四年法律第二百八十五号)

官 報 (号 外)

五十二条第一項の規定による検査を拒み、妨

け若しくは忌避した。

第一二十七条の前の見出しを削り、同条中「左の」を「次の」、「五十万円」を「五万円」と改め、同条

製造業者又は承認加工業者」を「認定外国製造業者又は認定外國加工業者」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「承認製造業者又は承認加工業者」を「認定外国製造業者又は認定外國加工業者」に改める。

			第二十一条の二第一項(前 条第三項において準用する 場合を含む。)
四十日	主務大臣が指定する者	公示する	主務大臣が指定する者
八十日	第五十三条第二項の承認検査機関又は 主務大臣が指定する者	通知する	第五十三条第二項の承認検査機関又は 主務大臣が指定する者

第二十一条の二第一項(前 条第三項において準用する 場合を含む。)	命令	命ずる
次条第一項の規定による	請求	請求する

立人検査

第二十一条の二第四項(前)

条第二項において準用する場合を含む。

第二十三條の規定

処分をする

卷之三

命令

第三卷の二章上頃

~~第三項~~第一項の第一項に准用する者は、主務大臣

場合を含む

者、該主務大臣から

卷之三

第二十五条の二中「の規定により付され、」を削

り、「による承認を受けて」を「により」に改める。

第二十五条の四の見出し中「承認」を「認定外国」

「製造業者等の認定」に改め、同条第一項中「その承

認製造業者又は承認加工業者の「承認」を「認定外因

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その一) 工業標準化法の一部を改正する法律案

五 次項の規定による費用の負担をしないとき。

4 前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける認定外国試験事業者の負担とする。

(標章の付してある証明書を用いた輸入品の販売)

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験に係る証明書を用いて、指定商品以外の鉱工業品でその輸入に係るもの販売してはならない。ただし、当該標章が同項(前条第二項において準用する場合を含む)の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十章 雜則

第十五条の七を第五十五条とする。

第二十五条の六の見出しを「(承認)」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「ときは」の下に「省令で定めるところにより、省令で定める区分」とし、同条第一項を次のように改める。

2 第四十二条から第四十四条までの規定は前項の規定による承認に、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条の規定は同項の規定による承認を受けた者(以下「承認検査機関」という)に準用する。この場合において、第四十三条第一号中「第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」を

「第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」と、第四十六条第三項及び第五十条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第二十五条の六第二項及び第四項を削り、同条第五十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を付する。
(承認の取消し等)

第五十四条 主務大臣は、承認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第一項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第一項において準用する第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条又は第四十八条の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第四十六条第一項の認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。

四 前条第二項において準用する第四十六条第一項又は第五十条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

六 主務大臣が、承認検査機関が前各号の一に該当すると認めて、期間を定めて検査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認検査機関の事務所において第五十二条第一項に規定する事項についての検査をさせよ(指定の基準)

妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとすれば、その指定をしてはならない。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第九章 指定商品以外の鉱工業品

第二十五条の五の見出しを「(指定)」に改め、同条第一項中「この項及び次項」を「この章」に、「認定は」を「指定は、省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「認定は」を「指定は、省令で定めるところにより」に改め、同条第三項から第七項までを削り、同条を第四十一条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。
(次格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十二条の二第一項の指定(以下この章において単に「指定」という)を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第五十一条の規定により指定を取り消され、又は第五十四条第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 正になるおそれがないものであること。

五 検査の業務以外の業務を行つている場合に正になるおそれがないものであること。

六 検査の適確かつ田滑な実施を阻害する」ととなること。

七 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

八 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

九 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

10 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

11 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

12 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

のいすれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

1 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において準用する第二十二条の二第一項の規定による検査(以下第五十二条第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

4 その指定をすることによって申請に係る検査の適確かつ田滑な実施を阻害する」ととなること。

5 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

6 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

7 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

8 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

9 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

10 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

11 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

12 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

13 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

14 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

15 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

16 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

17 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

18 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

1 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において準用する第二十二条の二第一項の規定による検査(以下第五十二条第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

3 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

4 その指定をすることによって申請に係る検査の適確かつ田滑な実施を阻害する」ととなること。

5 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

6 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

7 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

8 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

9 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

10 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

11 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

12 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

13 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

14 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

15 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

16 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

17 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

1 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において準用する第二十二条の二第一項の規定による検査(以下第五十二条第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

3 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

4 その指定をすることによって申請に係る検査の適確かつ田滑な実施を阻害する」ととなること。

5 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

6 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

7 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

8 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

9 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

10 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

11 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

12 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

13 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

14 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

15 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

16 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

17 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

1 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

2 第二十二条の二第一項又は第二十五条の二第一項において準用する第二十二条の二第一項の規定による検査(以下第五十二条第一項において単に「検査」という)の業務を適確かつ田滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

3 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

4 その指定をすることによって申請に係る検査の適確かつ田滑な実施を阻害する」ととなること。

5 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

6 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

7 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

8 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

9 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

10 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

11 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

12 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

13 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

14 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

15 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

16 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

17 検査の業務を行つて申請に係る検査が不公平になるおそれがないものであること。

2 認定業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が認定の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、その認定業務規程を変更すべき」とを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十三条 指定認定機関は、省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定の業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十四条 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、運営なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員等の地位)

第三十五条 認定の業務に従事する指定認定機関の役員(法人でない指定認定機関にあつては、当該指定を受けた者又は職員は、刑法明治四十一年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十六条 主務大臣は、指定認定機関が第二十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消

し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定又は第十九条第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 第二十七条各号の一に該当するに至つたとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。

四 第二十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六章 承認認定機関

第三十九条 第二十五条の二第一項及び第二項の承認は、省令で定めるところにより、省令で定める区分ごとに、同条第一項及び第二項の認定を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

2 第二十七条から第二十九条までの規定は第二十五条の二第一項及び第二項の規定による承認に、第三十条から第三十四条まで及び第三十六条の規定は第二十五条の二第一項及び第二項の規定による承認を受ける者(以下「承認認定機

関」という。)に準用する。この場合において、おいて、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

十五 条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項とあるのは、「第二十五条の二第一項及び第二項」とあるのは、「第二十五条の二第一項及び第二項」である。

十六 条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第四十条 主務大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二十五条の二第三項において準用する第十九条第三項又は第四項の規定に違反したとき。

二 前条第一項において準用する第二十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一項において準用する第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条规定は第三十四条の規定に違反したとき。

四 前条第一項において準用する第三十二条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。

五 前条第二項において準用する第三十二条第一項又は第三十六条の規定による請求に応じなかつたとき。

六 不正の手段により第二十五条の二第一項及び第二項の承認を受けたとき。

七 主務大臣が、承認認定機関が前各号の一に該当すると認めて、期間を定めて認定の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合における

(検査機関についての経過措置)

第三十二条 この法律の施行の際現に改正前の工業標準化法(以下「旧法」という。)第十九条第一項又は第二十五条第一項の許可を受けている者は、

2 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条第一項の認定を受けたものとみなす。

八 主務大臣が必要があると認めて承認認定機

機関に対する業務に関する報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

九 主務大臣が必要であると認めてその職員に一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十 次項の規定による費用の負担をしないとき。

十一 前項第九号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認認定機関の負担とする。

十二 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十三 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十四 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十五 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十六 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十七 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十八 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

十九 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十一 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十二 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十三 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十四 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十五 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十六 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十七 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十八 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

二十九 承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努める」と。また、被害が発生した場合は、直ちに、特別防除を中止し、その原因究明に努め、適切な措置を講ずるとともに、国家賠償法等に基づく円滑な損害賠償を行うこと。さらには、特別防除の効果のほか、生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、引き続き必要な調査を行うこと。

六 将来、松くい虫による被害が低い水準で定着するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、天敵利用等の方法を選択するとともに、森林の健全化のため適切な森林施業を併せて推進すること。

七 マツノザイセンチュウに対する抵抗性松について、選抜育種の一層の推進及び普及を図るとともに、誘引剤の開発等環境保全に配慮した新防除技術の早急な実用化及び普及を図ること。また、松の枯損メカニズムについて、引き続き徹底究明に努めるとともに、手入れ不足等による松の不健全化や大気汚染、酸性雨などの影響について、十分に調査研究すること。

八 松くい虫以外の病害虫等についても、有効な防除方法を引き続き調査研究とともに、今後、これによる被害が増加した場合には、機動的かつ彈力的に対策を講ずること。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

平成九年三月七日

参議院議長 斎藤 十郎殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案

三号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「松くい虫、松毛虫その他のごん虫類、菌類、バイラス及び獣類であつて政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 松の枯死の原因となる線虫類(以下「線虫類」という)を運ぶ松くい虫(以下「松くい虫」という)。

二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であつて、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるもの(以下「特定せん孔虫」という)。

三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の昆虫類、菌類、ウイルス及び獣類であつて政令で定めるもの

第一条に次の五項を加える。

3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種(松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類ごとに政令で定める樹種をいう。以下同じ。)からなる森林をいう。

4 この法律において「高度公益機能森林」とは、
「付着」に改め、同項第二号中「の附着している樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第五号及び第六号中「附着」を「付着」に改め、同項第三号中「の附着している樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第九項中「第一項」の下に「か

十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された特定森林及び他の公益機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によつては当該機能を確保する」とが困難なものとして政令で定める特定森林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫(以下「松くい虫等」という)の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫(以下「特定原因病害虫」という)により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林(高度公益機能森林を除く。)をいう。

6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破碎(省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う特定原因病害虫により被害が発生している特定森林の特定樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのない特定樹種からなる森林への転換をいう。

8 この法律において「樹種転換」は、松くい虫等が付着している樹木に付着している樹木(以下「付着」)に改め、同項第一号中「の附着してい

る樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第一号中「付着」を「付着」に改め、同項第三号中「の附着している樹木」を「が付着している樹木」に、「その附着」を「その付着」に改め、同項第五号及び第六号中「付着」を「付

9 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によつて、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所持し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ぜることができる。

10 この命令(松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。)又は前

項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これららの命令のみによつては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるため、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る)の伐倒及び薬剤による防除(以下「補完伐倒駆除」という)を命ずることができる。

第四条第一項中「又は第六号に掲げる」を「若しくは第六号、第一項又は第三項の規定によるに、「行なわない」を「行わない」に、「行なつても」を行つても」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条の二中「第三条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第五条第一項中「前項」を「前三項」に、「第三条第三項から第九項まで」を「第三条第五項から十一項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるとときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公害能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ぜることができる。

3 都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令

(松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。)又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又は命令のみによつては松くい虫等を駆除する目的を達することができないと認めるときは、その必要な限度において、区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、補完伐倒駆除を命ぜることができる。

第七条の次に次の二条を加える。

(防除実施基準)

第七条の一 農林水産大臣は、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われる」とを確保するため、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「防除実施基準」という。)を定めなければならない。

4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、中央森林審議会及び

5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県防除実施基準)

第七条の二 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第一条第三項

に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全

及び生活環境の保全に関する事項、特別防除に

より農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項そ

の他森林病害虫等の薬剤による防除に関する基

本的な事項を定めるものとする。

3 前項に規定する特別防除を行うとのできる

森林に関する基準は、当該森林の存する地域の

自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。)、天然記念物(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。)等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当ないと認められるものが明確になるよう

に定められなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準及び都道府県防除実施基準に従つて、自然環境

及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業そ

の他の事業に被害を及ぼさないよう必要な措

置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られるところとなるように努めるものとする。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫に

より当該都道府県の区域内にある特定森林に發生している被害の状況からみて、松くい虫等を

駆除し、又はそのまん延を防止することによ

り、都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害

拡大防止森林につき、第一項の規定による命令

を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施

基準に定める特別防除を行うことのできる森林

に関する基準に適合する森林に関する事項、特

別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環

境の保全に関する事項、特別防除により農業、

漁業その他の事業に被害を及ぼさないようす

るために必要な措置に関する事項その他森林病

害虫等の薬剤による防除に関する事項を定める

ものとする。

り、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、「松くい虫等の種類」として、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第三項及び第四項の規定を準用する。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他の樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表することとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等) 第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林

を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に關し必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

(樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表) 第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該特定森林を所有し、又は管理する者に對し、施業その他必要な事項に関する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地区防除指針) 第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林の区域を指定した場合において、松くい虫等の駆除に關する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項については都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項については樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」といふ。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 地区防除指針については、第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施指針において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものとする。

3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。

(地区実施計画) 第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針(薬剤による防除に関する事項については都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項については樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」といふ。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に對し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

(国の機関及び関係地方公共団体の連携) 第七条の十一 国有林森林法第一条第三項に規定する国有林をいう。)である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に關する必要な事項を定めるものとする。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施指針において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聞くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に關する必要な事項を定めるものとする。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施指針において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものとする。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするとときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聞くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

号の下に、「第一項若しくは第三項」を加え、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、「伐倒」の下に「破碎又は炭化」を加え、「行なう」を「行なう」に改める。

第十一条中「第五条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同条第四項」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。
(森林組合等による調査のための立入り)

第十三条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病害虫等の防除の促進を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「森林組合等」という。)は、都道府県知事の委託を受けて森林病害虫等の発生状況に関する調査を行ふため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせる」とができる。

前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。

官報(号外)

第一号中「検査」の下に「又は収去」を加え、同号を同条第二号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三条第二項若しくは第三項又は第五条第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

二項若しくは第三項の規定による命令に違反する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経過措置)

第二条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)附則第二項の規定による失効前の同法(以下「旧特別措置法」という。)第四

条第一項に規定する都道府県実施計画において定められている同条第二項第一号の二に掲げる高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域は、この法律による改正後の森林病害虫等防除法(以下「新防除法」という。)第七条の五第一項の規定により新防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫について指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧特別措置法第五条第一項の規定により都道府県知事が行った特別防除に係る国の補助及び分担金の徴収について

は、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行った緊急伐倒駆除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

第三条前二条に規定するもののほか、旧特別措置法の規定により新防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫について指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなす。

第十四条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条

置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防除法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

このため、昨年成立した林野三法により、林業経営基盤の強化、労働力の確保・育成、木材安定供給体制の整備等を図り、現在、林業の再生と森林の適切な維持・管理に向け、関係者の懸命の努力がなされているところである。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るための施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、地域林業の中核的扱い手として森林の保全の推進と山村経済の振興に一層大きな役割を果たすことができるよう、次の事項の実現に万全の力を期すべきである。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合の経営管理体制の整備に当たっては、それぞの地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、関係者との協調・連携の下に、流域一体となつた積極的な事業展開が図られるよう指導すること。

森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、その地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、

関係者との協調・連携の下に、流域一体となつた積極的な事業展開が図られるよう指導すること。

森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、その地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、

関係者との協調・連携の下に、流域一体となつた積極的な事業展開が図られるよう指導すること。

森林組合の経営管理体制の整備に当たっては、その趣旨を森林組合合併助成法の規定に底するとともに、今後、多角的事業展開等積極的経営を推進するため、専門知識ノウハウ、経験を有する学識経験者等の理事への積極的登用、役員の資質の一層の向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指導すること。

森林組合の合併の推進に当たっては、組合員の意志を十分尊重し、財務状況、事業内容等組合の実情、地域の実態に即した合併が行われる

最近における我が国森林・林業をめぐる情勢に木材価格の低迷、製材輸入の増加、林業労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがあり、こ

附帯決議

この法律の施行のため、特に費用を要しない。

この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行った緊急

み、次号に掲げるものを除く」に改め、同項第七号中「又は育成」を「若しくは育成又は」に改め、「その他」の下に「所属員の行う事業に必要な」を加え、同条第七項中「次項」を「第九項」

に、「その所属員以外」を「その所属員(以下この条において「所属員等」という。)以外」に、「所属員並びに他の連合会及びその所属員が」を「所属員等が」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 第一項第一号の二及び第八号に掲げる事業を行なう連合会であつて、当該連合会における森林の施業に係る施設の利用の状況、当該連合会の地区に係る流域内における森林所有者の森林組合への加入及び森林の整備の状況等からみて、連合会の施設の効率的な利用による森林の整備を促進するため、前項ただし書きに規定する限度を超えて所属員等以外の者に次に掲げる事業を利用させが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における所属員等以外の者の利用する当該事業の分量の額が、その事業年度における所属員等の利用する当該事業の分量の額に百分の二百以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、所属員等以外の者に当該事業を利用させることができ。

一 第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業
二 第一項第五号及び第十二号に掲げる事業とあつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの(同項第五号に掲げる事業に

あっては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第一百八条の二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

(解散事由)

第一百八条の二 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 連合会の合併

三 連合会の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第百十四条の規定による解散の命令

六 会員(准会員を除く。以下この条及び次条(第一項第一号を除く。)において同じ。)がいなくなつたこと。

七 会員が一人になつたこと(当該会員が生産森林組合である場合に限る。)。

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第七八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 会員が一人になつた連合会であつて当該会員が森林組合又は連合会(次条第一項において「森林組合等」という。)であるものは、第一項第一号から第六号までに掲げる事由によるほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 次条の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 次条第二項において準用する第八十四条

第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 次条第三項の期間内に同条第一項におい

て準用する第八十四条第二項の認可の申請がなかつたこと。

連合会は、第一項第六号若しくは第七号又は前項第三号に掲げる事由によつて解散したときは、運営なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

6 第百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業のみを行なう森林組合連合会にあつては、第一項及び第四項に掲げる事由によるほか、第二百九条第一項において準用する第十九条第一項の承認の取消しによつて解散する。

(連合会の権利義務の包括承継)
第一百八条の三 会員が一人になつた連合会の会員たる森林組合等は、会員が一人になつた連合会の権利義務(当該連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の處分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該連合会が出资連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
二 当該森林組合等の当該連合会に対しても有する持分が第三者の権利の目的となつているとき。

3 前項の規定による権利義務の承継についての規定を準用する。

4 第百十四条の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

3 前項において準用する第八十四条及び第八十六条の規定による権利義務の承継についての規定を準用する。

4 第百九条第一項中「含む。」の下に「又は第

九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項第四項中「第八十二条まで」を「第八十二条の二まで」に、「十人以上」を「十人」に、「二人以上」を「一人」に改め、同条第五項中「第八十三条第四項を除く。」及び「を削り、「第九十二条まで」を「第九十条まで及び第九十二条」に改め、同項後段を次のように改める。

4 第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継したる連合会は、その時に消滅する。

5 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

二十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

三十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

四十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

五十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

六十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十四 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十五 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十六 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十七 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十八 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

七十九 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

八十 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

八十一 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

八十二 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

八十三 第百九条第三項中「第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで」を「第五十六条まで、第五十八条から第六十条の二まで」に改め、同項

な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附 則

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

右 平成九年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「住所並びに」を削り、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号中「及び住所」を削る。

第十一条及び第四十六条第四項中「一週間」を「三十日」に改める。

第四十七条の見出しを削り、第四十六条の次の次の見出し及び一条を加える。(適用の除外)

第四十六条の二 第十九条から第二十一一条まで、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十八

条第一項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を

相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(施行期日)

この法律の施行前に生じた事由に係る改正前の第十条及び第四十六条第四項の規定による届出については、なお従前の例による。

3 不動産特定共同事業者に対する許可の取消し

その他の監督上の処分に関する事由については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第一項の規定によりなお従前の例による」ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

右 国会に提出する。

平成九年二月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「左の」を「次の」に、「毎月一回以上」と逐つて「を毎年一回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追つて」に改め、同条第五項中「左の」を「省令で定める」に改め、各号を削る。

第二十七条の七中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額」を削り、「に規定する当該第二種郵便物」を「の規定によるそれぞの郵便物」に、「に省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物」を「によるそれぞの郵便物」に改める。

第二十七条の七中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額」を削り、「に規定する当該第二種郵便物」を「の規定によるそれぞの郵便物」に、「に省令で定める」に改め、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物」を「それぞの郵便物」に改める。

第三十二条の二第六項中「第三項」の下に「又は第四項前段」を加え、同条に次の二項を加える。

前項において準用する前条第五項の規定によるほか、第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人が同条第五項第四号の規定により同条第四項の担保を免除されている者であるときは、当該受取人に対しては、第六項の担保を免除する。

右 平成九年三月十八日

通信委員長 渡辺 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第三種郵便物の認可条件を緩和するとともに、

利用者に対するサービスの向上等を図るために、

ことと算出した合計額を合計した額をいう。以下この項において同じ」と改め、同項に後段として

うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附 則

本法施行のため、別に費用を要しない。

利用者に対するサービスの向上等を図るために、

ことと算出した合計額を合計した額をいう。以下この項において同じ」と改め、同項に後段として

うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

右 国会に提出する。

平成九年三月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「左の」を「次の」に、「毎月一回以上」と逐つて「を毎年一回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追つて」に改め、「に省令で定める」に改め、「当該第一種郵便物の料金の額」を削り、「に規定する当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物」を「それぞの郵便物」に改める。

第二十七条の七中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額」を削り、「に規定する当該第二種郵便物」を「の規定によるそれぞの郵便物」に、「に省令で定める」に改め、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物」を「それぞの郵便物」に改める。

第三十二条の二第六項中「第三項」の下に「又は第四項前段」を加え、同条に次の二項を加える。

前項において準用する前条第五項の規定によるほか、第一項又は第二項の規定により差し出された郵便物の受取人が同条第五項第四号の規定により同条第四項の担保を免除している者であるときは、当該受取人に対しては、第六項の担保を免除する。

第九十五条第一項中「の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額」を削り、「に規定する当該第二種郵便物」を「の規定によるそれぞれの郵便物」に、「当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物」及び「当該広告郵便物」を「それぞれの郵便物」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

2 改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前ににおいても行うことができる。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

労働委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者雇用の一層の促進を図るため、新たに精神薄弱者を加えて障害者雇用率を設定とともに、特例子会社の認定要件及び障害者雇用支援センターの指定要件を緩和するほか、精神障害者である短時間労働者を助成

金の対象に加えるなど所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、平成九年度は特に費用を要しない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年三月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

関係」を削る。

第十八条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。

二、身体障害者を労働者として雇い入れる事業主又は身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第三十九条の四中「第四号」を「第九号」に改める。

第三十九条の四中「第四号」を「第九号」に改める。

第三十九条の八第一項中「第十八条第五号」を「第十八条第十号」に改め、同条第二項中「第十号」とし、同条第三号の二中「以下」の下に「この号において」を加え、「(昭和)一十六年法律第四十五号」を削り、同号を同条第七号とし、同条

同条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の三を第八号とし、同条第三号の二中「以下」の下に「この号において」を加え、「(昭和)一十六年法律第四十五号」を削り、同号を同条第七号とし、同条

第三号を同条第六号とし、同条第二号の五を削り、同条第一号の四を同条第三号とし、同号の

号において」を加え、「(昭和)一十六年法律第四十五号」を削り、同号を同条第七号とし、同条

に充てるための助成金を支給すること。

第十四条第一項及び第十六条第一項中「第四号」を「第九号」に改める。

第二十七条第二項中「通常要する費用」、「を要しない」。

第三十九条の四中「第四号」を「第九号」に改め、「その他の」に改める。

第三十九条の四中「第四号」を「第九号」に改め、「その他の」に改める。

第三十九条の八第一項中「第十八条第五号」を「第十八条第十号」に改め、「第十八条第十号」に改め、「第十八条第十号」を「第十八条第七号」に改める。

第三十九条の八第一項中「第十八条第五号」を「第十八条第十号」に改め、「第十八条第十号」を「第十八条第七号」に改める。

「精神薄弱者」に、「並びに身体障害者である労働者の数及び重度身体障害者」を「精神薄弱者である労働者の数並びに重度身体障害者又は重度精神薄弱者」に改め、同条第七項中「重度身体障害者」の下に「又は重度精神薄弱者」を、「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

規定(3)これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。」の場合において、第二十一条第一項中「身体障害者又は精神薄弱者」とあるのは「身体障害者、精神薄弱者又は第五十五条の第一項の政令で定める障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「第三十九条の十三第一項」とする。

第八十一条第二項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

第八十五条第一項第一号中「身体障害者」の下に「若しくは精神薄弱者」を加える。

附則第三条第三項及び第四項中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加え、同条第六項中

施行期日
附則

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項第一号の改正規定 平
律第十四条の二第一項第一号の改正規定及び
同法第五十九条第一項第四号の改正規定

成九年十月一日

立ちにひき立てに附見第四条及び第五条の規定
定 平成十年四月一日

第一条 第一条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第十八条第一号から第四号までの助成金であつてその支給事由が前条

第一号に定める日前に生じたものの支給に関する
ては、なお従前の例による。

(政令)の規定
第三条 この附則に定めるもののほか、この法律

改正する法律案

の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第一條の規定によりなお從前の一例によることとされる事項に係る同号に定める日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十第一項並びに附則第十一條の四第三項及び第十五条第十七項中「第十八条第三号」を「第十八条第六号」に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第六条 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「ある者」の下に「若しくは精神薄弱である者」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四十一号の三及び第五条第五十一号中「身体障害者」の下に「又は精神薄弱者」を加える。

審査報告書

教育公務員特例法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十八日

参議院議長 嵐藤 十朗殿 文教委員長 清水喜与子

要領書 参議院議長 嵐藤 十朗殿

委員会の決定の理由

本法律案は、国立大学等と民間の研究機関等との共同研究等を推進するため、国立大学及び国立高等専門学校の教員が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間においては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第七条第四項の規定は、適用しない。

前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が国以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十二条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十二条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

平成九年三月十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右

国会に提出する。

平成九年三月十五日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月十四日

参議院議長 嵐藤 十朗殿 順谷 英行

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書

シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書

一、戦後、旧ソ連邦の捕虜収容所に収容されている日本人の実数は何名であったか。また、収容中死没した者は何名であるか。
二、捕虜収容所において死没した者に対する日本における扱いはどのように行われたか。戦死又は病死扱いか。遺族扶助はどうか。
三、「平成三年四月十八日に東京で、捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の署名が行われ、同協定は同日に効力を生じた」(外務省告示第三百二十一号)。この協定にもとづき、次の諸点について伺いたい。

1 日本人死没者の名簿は何名報告されているか。
2 埋葬地に關する資料は、どの程度提出されているか。埋葬地の所在地、埋葬者数、埋葬地の見取図及びその状況を示す写真等、どの程度詳しく資料が提出されているか。
3 日本人死没者の埋葬地は適切な状態に保全されているか。

4 何れか一方の国の政府が、自国民たる日本人死没者又はロシア人死没者のために、他方の国内に慰靈碑を建立することを当該他方の國の政府に対し要請する場合には、当該他方の國の政府は、その実現のため可能な範囲で必要な協力をすることになっているが、今

日まで、どの程度実現しているか。

5 現在、ロシア連邦はじめ独立国家共同体(CIS)各において、埋葬地や埋葬者数などが判明しつつあるが、現地の実状は所によつて異なる。墓地の整備されたところ、埋葬地に墓標一本というところ、或いは埋葬地であることが確定されているにも、実数すら判明せず放置されているところ、伝承だけで未確認のものも多々あるのが実態である。このような実状を踏まえ、埋葬地及び埋葬者数の確定、埋葬地の保全等につき、政府においては今後どのように処理していくのか。方針を伺いたい。

四、今後、日本とロシア両国民の相互理解と相互信頼のために、後世に日ロ友好交流の阻害となる刺を残さず、かえって交流推進の糧となるような懸念なる対策を講すべきだと思料するが如何。

右質問する。

平成九年三月十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

死没者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出シベリア抑留日本人死没者に関する質問に対する答弁書

について
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「旧ソ連邦」という。)及びモンゴル人民共和国の地域(以下「旧ソ連邦等の地域」という。)に抑留され

た日本人(以下「旧ソ連邦抑留者」という。)の実

数等については、昭和二十一年から昭和三十三年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連邦等の地域から帰還した者に対する

聴き取り、留守家族から提出された未帰還届

等に基づいて調査した結果、旧ソ連邦抑留者が約五十七万五千人、旧ソ連邦等の地域において死亡した日本人(以下「抑留中死亡者」という。)が約五万五千人であると推定してい

る。

二について

恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)においては、御指摘の捕虜収容所において死没した者等抑留中に死亡した者は公務傷病により死亡した者とみなし、その遺族に對し、恩給法に基づく公務扶助料又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金等が支給されている。

三の1について

御指摘の捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成三年外務省告示第三百十一号。以下「協定」という。)第一条1に基づき、平成三年四月に旧ソ連邦政府から提出されたソ連邦抑留中死亡者名簿の登載者数は三万八千六百四十七人であり、厚生省において内容を点検し、これらから重複している者を除いた実数は三万六千七百二十人であった。

また、平成六年四月にカザフスタン共和国政府から提出された名簿(三千二百六十人分)から判明した三百一十六人及び平成七年三月にロシア連邦政府から提出された名簿(五千六百四十九人)

人分)から判明した二千九百七十九人を合計す

ると、協定に基づき旧ソ連邦政府等から提出された名簿による抑留中死亡者の数は四万二十五人である。

三の2について

埋葬地等に関する資料については、協定第一條2に基づき、平成三年四月に旧ソ連邦政府から、平成六年四月にカザフスタン共和国政府から及び平成七年三月にロシア連邦政府から提出された。これらを厚生省において整理したところ、旧ソ連邦の三十一地域における五百四十三か所の埋葬地ごとに埋葬された者四万二十五人の姓名、生年、軍の階級、死亡年月日及び埋葬年月日を記載した名簿、埋葬地の所在を記した三百四十四枚の資料、埋葬地の所在を記した三百四十五枚の地図、埋葬地内の埋葬箇所を記した百二十六枚の見取図並びに埋葬地についての百一枚の写真等であった。

三の3について

抑留中死亡者の埋葬地の状態については、遺骨収集及び墓参のための事前調査等として把握してきているが、埋葬地が広範な地域に点在していること及び積雪等のためその実施時期が限られていることから、現在までのところそのすべてについては把握していない。現在までに確認されたものについては、墓地として整備されているものについては、墓地として整備されていない埋葬地がある一方、抑留中死亡者が埋葬されたままの状態で現在に至り、未整備となつている埋葬地も多数存在している。

三の4について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の5について

埋葬地及び埋葬者数の確定については、協定第一條1及び2に基づき、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府に対し、日本人死者の名簿及び埋葬地の資料これまで提出されたもの以外のものがあれば、日本国政府に提出するよう引き続き要請していくこととしている。

また、埋葬地の保全等については、今後とも可能な限り早期に抑留中死亡者の遺骨を収集することとしているが、それまでの間、協定第一

条4に基づき、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府に対し、埋葬地が破壊されたり他の用途に転用されたりすることがないよう引き続き要請していくこととしている。

四について

今後とも本件については、問題の人道的性格を踏まえるとともに、遺族及び関係者の心情を勘案しつつ、ロシア連邦政府を始めとする旧ソ連邦諸国の政府の協力を得ながら、協定に基づく名簿及び埋葬地に関する資料の提出並びに参与及び遺骨収集の円滑な実施に取り組んでまいりたい。

三の4について

協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑については、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の5について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の6について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の7について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の8について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の9について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の10について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の11について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の12について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の13について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の14について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の15について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

三の16について

一方、協定第三条に基づく抑留中死亡者の慰靈碑について、日本国政府は、平成七年七月にロシア連邦ハバロフスク市に建立したところである。

官 報 (号外)

明治三十九年三月三十一日
官報

平成九年三月十九日 参議院会議録第十号(その二)

発行所
虎ノ門二丁目三番四号 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4284
定価
(本体一部
送三五円
料三五円
別)